

令和5年第4回定例会

古平町議会会議録

第4回古平町議会定例会 第1号

令和5年12月12日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第41号 古平町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案
- 6 議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第44号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第46号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第47号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 12 議案第48号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第49号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第50号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第51号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第52号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第53号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第54号 古平町漁村研修施設設置管理条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第55号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第56号 簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案
- 21 議案第57号 古平町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例案
- 22 議案第58号 古平町公共下水道事業の設置等に関する条例案
- 23 議案第59号 町道路線の変更について
- 24 選挙第7号 古平町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 25 陳情第4号 国立病院の機能強化を求める陳情書
（総務文教常任委員長報告）
- 26 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）採

択を求める陳情

27 決議案第1号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議について

28 一般質問

○追加議事日程

- 1 議案第60号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 2 意見案第4号 国立病院の機能強化を求める意見書
- 3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 5 委員会の閉会中の継続調査申出書
（広報編集常任委員会）
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）
- 7 委員会の閉会中の継続審査申出書
（古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会）

○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	1番	工	藤	澄	男	君			
	2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君
	4番	高	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君
	6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君
	9番	佐	藤	未知	時	君						

○欠席議員（1名）

8番 山口 明生 君

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君			
副	町	長	奥	山	均	君			
教	育	長	三	浦	史	洋	君		
総	務	課	長	細	川	正	善	君	
企	画	課	長	人	見	完	至	君	
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君

保 健 福 祉 課 長	和	泉	康	子	君
産 業 課 長	岩	戸	真	二	君
建 設 水 道 課 長	高	野	龍	治	君
会 計 管 理 者	関	口	央	昌	君
教 育 次 長	本	間	克	昭	君
町立診療所事務長	細	川	武	彦	君
幼 児 セ ン タ ー 所 長	三	浦	卓	也	君
総 務 係 長	松	浦	亮	介	君
財 政 係 長	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	岩		豊	君
議 事 係 兼 総 務 係	澁	谷	久	美	君

開会 午前 9時52分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。8番、山口議員につきましては入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番、高野議員、5番、真貝議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る12月8日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** おはようございます。それでは、私のほうから去る12月8日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月12日から12月13日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、選挙第7号につきましては、議長による指名推選の方法により執り行うものといたします。

次に、総務文教委員会から同委員会に付託されておりました陳情4号につきましては採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

なお、本定例会に1件上がっております陳情第6号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

また、決議案第1号については、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問について説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質疑回数は1件3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行っ

てください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長からの報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月12日から12月13日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月12日から12月13日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和5年度9月、10月分例月出納検査結果、令和5年北後志消防組合議会第2回臨時会決議結果、令和5年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会決議結果、令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、令和5年第2回後志広域連合議会定例会議決結果、令和4年古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の6件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第3回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、省エネルギー部門対象の受賞についてでございます。本複合施設かなえ〜るが北海道の主催する令和5年度北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞の省エネルギー部門で大賞に選ばれました。かなえ〜るは、同規模施設と比べてエネルギー消費量が国の基準の50%以下となるZEBレディー認証を取得した施設であり、建物内の照度を自然採光や人感センサーつきのLED照明で調整することや外断熱工法、地中熱ヒートポンプの導入で省エネ効率を高めております。また、役場庁舎側の窓には発電ガラスを採用し、防災棟の屋上にはソーラーパネルを設置して、再生可能エネルギーを生み出しております。これらにより令和5年度のエネルギー消費量は同規模施設の消費量よりも76%削減され、当初計画値よりも45%の削減を推し進めたところであります。本町はCO

排出量を2050年までに実質ゼロにするゼロカーボンシティを宣言していることから、町民と共に今回の受賞を励みにより一層脱炭素に取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。都市部の若者などが移住した地域のPRや地場産品の開発等を行いながらその地域に定住、定着することを目的とした地域おこし協力隊は、今年度1人を採用したところであります。唯一の隊員である森雅人氏は、現在民泊じもっとFURUBIRAを年内に開業し、町内外の人々をつなぐ新たな交流拠点とするよう精力的に活動を進めております。一方、今年度採用に至らなかった4つの分野の協力隊については、例年よりも募集時期を早め、11月から開始したところであります。一般社団法人移住・交流推進機構が運営する専用サイトなどを活用し、幅広く募集に努めております。

次に、重点支援交付金についてでございます。国は、11月2日に閣議決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策に低所得世帯支援、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する重点支援交付金を盛り込んだ補正予算を11月29日に成立させたところであります。本町では、この交付金を活用して次の事業を予定しておりますので、その概要等をご報告いたします。なお、この事業に対する予算については、後ほど追加議案で補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

まず、低所得世帯支援事業でございます。国が示した今回の低所得世帯支援事業は、7月から支給を開始していた3万円にさらに7万円を上乗せするという事業設計となっております。しかし、支給対象世帯が前回とは変更となっており、3万円は対象であっても7万円は対象外となってしまうケースが発生しました。これにより、本町では約60世帯が支給対象外となりました。町としては、対象外となった世帯も低所得世帯であることに変わりはないため、独自事業として同額の7万円を支給する考えであります。なお、対象世帯が変更になることにより電算システムの改修作業に時間を要するところではありますが、本事業の趣旨を勘案し、年内支給が望ましいことから、担当する職員を増員し、12月最終週の支給を目指しております。申請書等の提出は不要とし、役場からのプッシュ方式で口座振込をいたします。

次に、生活者支援事業でございます。本事業は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰により低所得世帯以外にも広く影響を受けていることから、(1)で前述した7万円の支給対象とならなかった世帯にも一律2万円を支給するものです。支給については、こちらも申請書等の提出は不要で、役場からのプッシュ方式で年内の振込を目指して進めております。

次に、灯油等購入助成事業についてでございます。今年度の福祉灯油事業は、対象世帯が65歳以上から成る住民税非課税世帯等で、支給額は商店振興会商品券1万円分としております。支給決定した世帯には、11月9日から順次同商品券を発送しております。灯油価格は国の負担軽減策が実施されているにもかかわらず、高い水準で推移しており、高齢者からは辛抱しているとの声も聞こえてきておりましたので、例年よりも早く受付、支給を行っております。12月1日現在、254世帯に支給済みであり、支給率は74.2%となっております。申請期限は令和6年1月10日でありますので、申請漏れが発生しないよう制度の周知徹底を図ってまいります。

次に、幼児センター生活発表会についてでございます。幼児センターの生活発表会が去る11月11

日に同センターのホールで行われ、4年ぶりに観覧制限がなく開催されました。園児たちは、保護者、来賓及び地域住民など100人を超える来場者を前に緊張しながらも練習の成果を十分に発揮しておりました。発表会では歌、器楽及び遊戯を披露し、発表の様子からは友達と一つのことをやり遂げる達成感や伸び伸びと楽しく表現する充実感が伝わってきました。ふだんの生活を通じて成長した園児の一人一人の姿を保護者に見てもらいよい機会であったと感じております。

次に、新型コロナウイルス感染予防対策等についてでございます。新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種は、北後志5町村の共同接種体制により令和6年3月31日までの期間で実施しております。9月20日からの約2か月半でワクチン接種を希望する多くの方が接種済み、または予約まで終えたところでありますので、北後志のコールセンターは12月28日で終了することになりました。今後は、古平町コロナワクチン専用電話とインターネットからの予約のみとなります。接種可能な医療機関や接種日も大幅に縮小されることとなりますが、引き続き年度末までは専用電話等での支援を行ってまいります。

また、インフルエンザ定期予防接種助成事業は、順調に実施されております。今年度から海のまちクリニックでの接種に限り19歳から64歳までに助成する成人インフルエンザ予防接種費用助成事業は11月末現在で195人が接種済みで、20人が予約を受付済みであります。引き続き町民の感染症への不安を解消するため、情報提供や専門職による相談業務を継続してまいります。

次に、安全、安心な出産支援体制等についてでございます。北後志圏域では現在小樽協会病院とおたるレディースクリニックの2医療機関が出産を扱っておりますが、来年1月末でレディースクリニックが受入れをやめることとなりました。これにより、北後志圏域での出産可能な医療機関は1機関のみとなってしまいます。小樽協会病院は、後志管内で唯一北海道が指定するリスクを伴う出産の受入れ可能な地域周産期母子医療センターにも登録されており、小樽市及び北後志5町村は運営費の支援を継続して行っております。去る10月27日に開催された北後志周産期医療協議会では、同協会病院の出産受入れ態勢の強化について必要な施設改修、運営費補助及び医師、コメディカルスタッフの確保について協議したところであります。地元での安心した出産、安心した子育てができる環境づくりに引き続き広域で取り組んでいくことを確認したところであります。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。町立診療所では、11月中旬からインフルエンザ患者が急増しております。11月15日から28日までの約2週間では、発熱外来受診者54人のうち32人が陽性でした。今後も昨年購入した発熱外来用のトレーラーハウスを活用し、感染症対策を十分に講じながら、町民が安心して受診できる体制確保に努めてまいります。また、今年度は電子カルテシステムの更新を予定しておりますが、レントゲン画像を同じシステムに自動で取り込める医用画像情報システムも併せて更新することがより効率的な運用につながるため、補正予算を計上し、対応したいと考えております。後ほどご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

一方、介護医療院では、現在15人が入所し、療養生活を送っております。同院の目的の一つであるみとりについては、今年度はこれまで6人をみとっており、付き添った家族からは温かい感謝の言葉をたくさんいただきました。これを励みに引き続き充実したサービス提供ができるよう職員一

丸となって研さんに励んでまいります。

次に、下水道広域化推進総合事業についてでございます。本事業は、北後志5町村のし尿等を余市町の下水道施設において処理するための施設改修事業であり、事業主体は余市町、残り4町村が改修に伴う費用を負担金で納めるものであります。計画では、令和2年度から6年度の期間で設計、建設工事が行われ、令和7年には供用開始の予定で進められておりました。しかし、昨年度に続き資材及び労務単価が高騰し、躯体工事及び機械、電気設備工事に遅れが生じている状況であります。余市町からは、今年度の減った分の事業費を来年度分に上乘せし、当初の計画どおり令和6年度の完成で進めていると報告があったところであります。本町としては、今後の推移を注視し、事務処理を遺漏なく進めてまいります。

次に、水稻作況調査についてでございます。農業委員会が令和5年9月5日に実施した水稻作況調査では、今年の作況指数は飼料用米を除き101.3で平年並みでした。今夏は記録的な猛暑の影響で登熟が早まり、例年よりも1週間以上早く収穫作業を行いました。6月から8月の日照時間が長かったことで稲穂の数は多く、例年どおりの収穫量でした。

次に、藻場再生試験事業についてでございます。東しゃこたん漁協浅海部会が10月14日から15日の2日間、歌棄海岸と沖町海岸に鉄鋼スラグと腐植土などを麻袋に詰めた鉄分施肥材であるビバリーユニット15トン埋設する作業を行いました。昨年度から実施している本事業は、昆布の成長に欠かせない鉄分を供給し、藻場を再生することが狙いです。また、海藻類によるCO₂の吸収量増加も期待され、ブルーカーボンへの取組を推進することにもつながります。町としては、効果を検証するには一定期間を要することから、試験期間を3年間と設定し、引き続き同部会を支援してまいります。

次に、ふるさと納税についてでございます。11月末現在のふるさと納税の状況は、寄附件数が2万5,543件、寄附額が2億8,037万円と大きく増加しております。主要因は10月以降の制度の厳格化前に駆け込み寄附が増加したためであると考えております。さらには、各ポータルサイトのページをリニューアルしたことや新たな返礼品を追加したことも一因になったのではないかと分析しております。引き続き本町の特産品の知名度の向上に努めるとともに、制度見直し後の寄附状況には注視してまいります。なお、寄附の増加に伴う必要経費については、後ほど補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

最後に、関西電力株式会社との包括連携協定の締結についてでございます。古平町内で風力発電事業の開発検討を行っている関西電力株式会社先般町との連携を申し出てきたところであります。同社は、現在環境影響評価法に基づいて環境への調査等を行う一方、地域の風資源の活用や多様な地域課題の解決にも支援を行い、魅力的で持続可能なまちづくりに寄与したいと考えております。町は同社に限らず、今後の行政運営に関しては民間企業との連携は必須であると考えているため、来年中には同社と包括連携協定を締結したいと考えております。具体的な連携事項につきましては、町の脱炭素の促進や町の遊休施設の利活用などを予定しております。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案 7 件、追加での補正予算案 1 件、条例案 3 件、条例改正案 8 件、町道路線の変更 1 件、選挙 1 件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 次に、教育行政報告を行います。

○教育長（三浦史洋君） 令和 5 年第 4 回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます。

学校教育活動についてです。初めに、児童生徒のコロナ感染、またはインフルエンザ感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降小中とも 9 月上旬から 11 月半ばまでは該当せずに過ぎましたが、11 月 20 日に中学校全学年で生徒相当数のインフルエンザ感染及び風邪症状による欠席がありましたので、20 日午後から 23 日まで学校全体の臨時休業といたしました。学校閉鎖中はプリントとオンライン授業を行っております。小学校では、前回報告以降も感染に伴う学級閉鎖等の臨時休業はございません。

さて、9 月 30 日、中学校学校祭が開かれ、学年、学校でまとまり、団結していきたい思いを込めたテーマ「一致団結」の下、学年ごとの演劇やブラスバンド演奏が披露されました。締めくくりの全校合唱はとても澄んだ歌声で、心に響く合唱でした。

10 月 7 日、小学校では学芸会が開かれ、こちらはテーマ「心を一つに練習した成果を出し切ろう」の下、学年ごとの音楽や劇を披露しておりました。

10 月 21 日には、中学校吹奏楽部第 48 定期演奏会が開かれ、演奏曲「トトロファンタジー」、「メヌエットアルルの女より」、「銀河鉄道 9 9 9」など、札幌地区大会 3 年連続銀賞の腕を披露しておりました。

また、10 月 27 日には、町から秋津道路株式会社道南事業所に対して地域貢献感謝状を贈呈しました。古平小学校構内の舗装補修に対しましてのお礼です。

11 月 8 日には、令和 6 年度小学校入学予定の児童 20 人の就学児健康診断を学校保健安全法に基づき実施いたしました。保護者に連れられて健診を待つ姿に元気にたくましく育ってほしいと願ったところです。

全国学力・学習状況調査についてです。11 月 7 日に道教委から令和 5 年度全国学力・学習状況調査の北海道版結果報告書が公表され、全道や管内、市町村の状況、成果と課題が示されました。後志管内につきましては、小中学校の全科目で全国の平均正答率を下回ったことから、1、好循環を創出する検証改善サイクルの充実、2、子供を主語にした授業づくりの改善策が示されました。当町の結果につきましては、12 月の町広報でお知らせしましたが、今後の対策として小学校では児童一人一人に応じた指導を充実させ、ICT 機器を活用した授業の推進を図ること、中学校では習熟度別の授業や放課後学習を推進し、ICT 機器を最大限に活用した授業の活性化や学習への意欲を高める取組を充実させなければなりません。ご家庭においても学習時間の確保、読書習慣の定着を重点として取り組んでいただくことが極めて重要であると考えております。

教職員人事協議についてです。11 月 21 日に後志教育局長、次長、企画総務課長、教職員係長ほか

人事担当職員が来町し、令和6年度当初教職員の人事協議を開始しております。今後の予定は、次のとおりです。

学校給食についてです。給食用白米については、いち早く10月18日に当町新米を提供したところ
です。新米は、水分も多く、粘りも強く、香りもよいのが特徴で、中学生徒からはふっくらしてい
て艶もあり、おいしかったとの感想をいただいております。地場産物の使用については、白米、ジ
ャガイモ、カボチャ、ササゲ、豚肉、鶏卵、イカ、シヤケ等を主に提供しており、11月末現在で42
品目となっております。

このたび北海道漁業協同組合連合会から北海道を通じて、道産水産物の消費拡大を目的として、
希望する小中学校等に対してホタテ貝柱フライが無償提供されることになりました。当町でも来年
1月26日に給食に出す予定です。

生涯学習、スポーツについてです。高齢者教室たけなわ学級は、第5回を9月27日に開催、14人
が参加してあけぼの公園のごみ拾いをしております。ご奉仕のほどありがとうございました。

少年少女わんぱく王国は、第5回を10月28日に開催、4人が参加して桜広場でドングリの種まき
体験を行いました。続く第6回を11月23日に開催、7人が参加して球技大会を楽しんでおります。

11月29日からエマ先生の英会話教室を始めています。「初心者向け簡単な日常英会話を学ぼう」
と題して、全4回開催中です。

11月30日には、文化教室「最期まで自分らしく生きるために！古平町終活セミナー」を開催、27
人が参加いたしました。4つのテーマ、お金、医療、介護、思い出、葬儀のお話があり、年代が上
がるにつれ体力、判断力と物の量とが反比例していること、残すものは楽しかった思い出だけにし
てほしい等、なるほどなどと思える講演でした。

さて、10月9日、古平ロードレース大会を開催いたしました。4年ぶりということで関係者の皆
様に大変ご不便をおかけしましたが、温かいご協力のおかげで終えることができました。ありが
とうございました。参加者は全体で999人、内訳は町外871人、町内128人です。

町体育連盟の令和5年度表彰式が同日行われ、古中3年、白岩拓さんがスポーツ奨励賞を、古中
バドミントン部男子団体、古中3年の佐々木永遠さん、本間流騎斗さん、古中3年、平尾歩睦さん
がスポーツ賞を受賞しております。

古平町文化祭についてです。11月3日に発表会を開催、8団体が出演して153人の来場をいただき
ました。これに先立った作品展示会には、11団体、7個人から絵画、短歌、俳句、書道や手芸作品
など597点が出展され、10月26日から29日までの4日間、延べ221人が来場されました。

古平町図書館は、昨年5月6日のオープン以来多数の来館をいただき、誠にありがとうございました
です。今年度実績は11月末日時点で延べ貸出者数647人、貸出冊数2,450冊、来館者数9,992人です。ま
た、累計の図書館利用カード作成者は270人、蔵書数は1万4,054冊となっております。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣づけがされるように昨年度から始めた健幸ポイント
事業については、11月末日時点49人の方が登録し、参加されております。今後も定着するよう進め
ていきます。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告

といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料1に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君） 教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第41号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第41号 古平町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第41号 古平町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、先日の議会全員協議会でも説明させていただいた第三の居場所、子供ホームについて施設の設置及び利用に関することを規定するものでございます。

それでは、条例第1条から順に説明させていただきます。議案2ページをお開きください。第1条は、趣旨の規定といたしまして、地方自治法第244条の2に基づく公の施設であること、その施設の設置及び管理について定めるものとしております。

第2条では施設の名称、住所、定員を規定、第3条で職員の配置、第4条で施設の事業内容を規定しております。定員は、先日もご説明いたしましたが、20人としております。

第5条は、開所日と開所時間及び閉所日に関することを規定しております。

第6条では、利用対象者として独り親家庭、帰宅後に孤立する児童、それから何らかの支援を必要とする児童生徒を広く受け入れられるように規定しております。

続く第7条及び第8条は、利用の許可と不許可及び許可取消しに関する内容で、危険や乱暴等を理由に不許可及び許可取消しできることを規定しています。

第9条では、利用料について、4ページになりますが、別表に定めており、全額減免及び半額減免の対象世帯を条項の中に定めております。

第10条は利用者が施設に損害を与えた場合の損害賠償規定、そして最後の第11条は規則委任規定でございます。

施行日は、施設開設日である令和6年2月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（工藤澄男君） 第2条に定員20名とありますが、20名と決めた基本というのは、どういうふうにして20名にしたのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 先日の議員全員協議会でも説明させていただきましたが、定員の設定につきましては現行の一期倶楽部のスタッフをほぼそのまま移行する予定で進めておまして、このスタッフの人数で安全で安心な施設運営を行うため20名と設定しております。ただし、長期休

業中、スタッフや人数の関係で運用が利く場合には、25名程度の受入れも可能かなと考えております。

○1番（工藤澄男君） 先日の話、ちょっと私忘れておりましたので。

それで、古平小学校に心身を病んでいる子供が3人いると聞いておりますけれども、その子供たちもこの20名の中には対象になるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 特別支援学級の子供さんだと思われませんが、選考の際には特別支援学級に入っている、入っていないにかかわらず、障害のある、なし分け隔てなく全て同じ土俵にのせて選考を始めますので、障害があるからといって排除するとかということではなく、年齢によっては外れる可能性もありますけれども、みんな同じスタートラインに立つと思っていただければ大丈夫です。

○1番（工藤澄男君） 今の人数の点に関しては分かりました。もし万が一20人以上の申込みがあったときなどはどうするのか。例えば障害のあるという言い方悪いのかもしれないけれども、障害のある子供たちがそこに当てはまらなくなって、どうしても親が子供を預けたいというときの対応などはどう考えているのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 条例のほかに規則規定しますが、規則の中で選考基準というものを規定いたします。それで点数づけをしまして、人数に当てはまるように点数高い順から入れていくわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、利用の状況によっては20名超える場合もありまして、可能な限り受入れをしたいと考えておりますけれども、障害ある、なしにかかわらず、人数がスタッフの数等に許される以上に来ますと子供たちの安全が確保できませんので、その辺も踏まえて、曜日の割に、曜日で利用が少ない日数とかもあると思いますので、その辺も考えて選考していきたいと思っております。

○議長（堀 清君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 古平町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第42号ないし日程第8 議案第44号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第8、議案第44号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間

等に関する条例の一部を改正する条例案までは関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第44号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、議会議員の報酬が5ページ、6ページ、特別職の給与が7ページ、8ページ、教育長の給与が9ページ、10ページでございます。3本の改正条例案は、全て同じ内容の改正でございますので、議会議員の議員報酬に関する条例を用いて説明させていただきます。改正の内容を説明いたしますので、まずは横の説明資料1ページを御覧ください。横判の説明資料の1ページでございます。まず、1ページの1、今回の給与改定の概要ということで、この後一般職の給与条例、さらには会計年度の給与に関する条例も出てきますので、それらを3つまとめたものでございますが、まず1番目、関連条例改正の要旨ということで、ちょっとそこを読ませていただきます。

①、一般職国家公務員の給与改定に準拠ということで、今上程されております3本の改正条例、さらにはこの後出てくる一般職、会計年度、全て国に準拠して改正するものでございます。国と同様に改正するものでございます。②番目、地方公務員法の趣旨に沿って同様に改定ということで、地方公務員は国家公務員を基準として条例で定めとなっております。ですから、今回条例改正しますが、国家公務員を基準として、国家公務員と同様に条例改正するというものでございます。

主な改正の内容のところを御覧ください。ここの(2)の部分見てください。議会議員、特別職ということで、議会議員と特別職、今回の改正内容としては期末手当を4.4か月から4.5か月分に改正するものでございます。この後説明する一般職と同様に0.1か月分増額するものでございます。令和5年度につきましては、6月期末手当、既に2.2か月で支給済みでございますので、12月につきましては2.3か月ということで、これ既にこちらを支給済みなので、残りを差額で出すということになります。6年度以降につきましては、期末手当、6月と12月それぞれ2.25月ずつ出して、4.5か月にするものでございます。

そしたら、このまま横のページの3ページ御覧ください。議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の新旧対照表でございます。左側が改正後、右側が改正前でございます。第5条の改正で、表の中、6月1日、12月1日、それぞれそこに100分の220から100分の225に改正されるように規定されてございます。4.4か月から4.5か月への改正でございます。

1枚めくっていただいて、5ページ、こちらも特別職の給与に関する条例でございますが、同様に100分の220から100分の225、6月、12月ともに改正でございます。

さらに1ページめくっていただくと7ページ、教育長の給与、勤務時間等に関する条例、こちらも同様に100分の200から100分の225に改正する内容でございます。

そしたら、議案の6ページに戻ってください。議案の6ページでは、今ご説明した内容の改め文が6ページに記載されてございます。

附則の第1条では、この一部改正条例は公布の日から施行し、12月1日に遡り適用すると規定し

てございます。

また、附則の第2条では、令和5年12月だけ100分の225を100分の230で支給すると規定しております。これは、先ほど説明したとおり、令和5年6月分を既に100分の220で支給済みのため、年間の支給率を100分の450、4.5か月分とするための措置でございます。

なお、この改正内容につきましては、先日特別職報酬審議会へ報告し、この内容のとおり了承を得ております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） まず、1点聞きますけれども、新旧対照で一番……給料表です。給料表見てください。説明資料でいきますと10ページを見たほうがいいかと思えますけれども、1級のところの改定前と改定後なのですけれども、1号俸で15万100円が16万2,100円となっています。この差額というのはどういう基準を基にしてこの額になったのか説明をお願いしたいと。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第45号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案では11ページから16ページです。改正の内容の概要をご説明いたしますので、まずは横の説明資料の1ページを御覧ください。先ほどもご説明いたしましたが、2の主な改正内容の（1）、

一般職のところを御覧ください。正職員の改正になります。正職員につきましては、今回の改正は2つございます。1つが①、給料表の改正でございます。民間給与との格差を解消するために俸給表を引上げ改定です。給料表を見直すということでございます。平均改定率全体で1.1%、1級の給料表は5.2%、2級が2.8%、3級が1%、4級0.4、5級以上が0.3というふうになってございます。もう一つの改正が期末、勤勉手当の改正でございます。期末、勤勉手当、ボーナスでございますが、一般職は期末手当と勤勉手当、2つ合わせてボーナスと言われるものですが、これを民間の支給状況に合うように、先ほどもご説明したように、4.4か月を4.5か月分に引き上げるものでございます。今回は、期末手当、勤勉手当それぞれ0.05月引き上げ、合わせて0.1か月引き上げるものでございます。下に表として示しておりますが、令和5年度6月は既に期末が1.2か月、勤勉が1か月分で支給済みでございますので、令和5年度12月分につきましては期末が1.25、勤勉を1.05に改正いたします。令和6年につきましては、6月、12月ともに期末が1.225、勤勉が1.025に改正するものでございます。なお、この表には記載されてございませんが、以前再任用職員と言われていた方々、今は定年前再任用短時間職員といいますが、その方々は2.25から2.35に引上げになります。

それでは、9ページ御覧ください。この横の資料の9ページでございます。どのように改定になったのかを先ほどと同じように新旧対照表でご説明いたします。9ページから17ページが今回の一部改正条例案の第1条の部分の新旧対照表でございます。9から17までが第1条の部分でございます。左側が改正後、右側が改正前でございます。まず、期末手当ということで、第15条、給与条例の15条の改正でございますが、2項で100分の120を100分の125というふうに改正いたします。これは、期末手当、令和5年の12月分であり、第2項は定年前再任用短時間勤務職員以外、分かりやすく言いますと再任用職員以外を100分の125に改めるものでございます。

第3項につきましては、100分の67.5を100分の70、ここが定年前再任用短時間勤務職員のことでございます。

第5項につきましては、「主査又は係長」とある文言を「係長又は主査」と単なる文言修正でございます。

続いて、15条の4の部分ですが、こちらは勤勉手当になります。第2項の(1)、第1号でございますが、こちらは定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の100を100分の105に改正すると。(2)、第2号につきましては、次のページになりますが、100分の47.5を100分の50に改正するものでございます。

10ページの第1表から17ページにかけては、給料表の改定を載せたものでございます。給料表、先ほども説明したように、ベースアップしておりますので、アップした金額を左側の改正後に載せてございます。

飛んで、17ページの下段です。別表第2の改正でございますが、こちらも「主査又は係長」を「係長又は主査」と単なる文言修正でございます。

続いて、18ページ御覧ください。この18ページにつきましては、一部改正条例案の第2条の部分の改正内容について載せてございます。令和6年4月以降の改正内容でございます。まず、期末手当、第15条でございます。2項で、こちらも先ほどと同じように、定年前再任用短時間勤務職員以

外については100分の125を100分の122.5へ、定年前再任用短時間勤務職員については100分の70を100分の68.75、さらには15条の4で勤勉手当の改正を載せてございます。2項の第1号では100分の105を100分の102.5、これは定年前再任用以外の職員です。第2号で100分の50を100分の48.75ということで、定年前再任用短時間勤務職員の改正割合を載せてございます。

19ページには、給料表の新旧対照表を参考までに載せてございます。

それでは、議案のほうの12ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が12ページから載っております。第1条では、令和5年度の期末、勤勉手当の支給割合の改正を規定してございます。一般職のうち定年前再任用短時間勤務職員以外は期末手当が100分の125に、定年前職員については100分の70に改めると規定しております。勤勉手当は、定年外が100分の105に、定年前短時間勤務職員については100分の50に改めると規定してございます。また、文言修正で「主査又は係長」を「係長又は主査」に改正すると規定してございます。

議案の12ページから15ページの中段にかけて別表1として新しい給料表を規定してございます。

15ページの第2条では、令和6年以降の期末、勤勉手当の支給割合の改正を規定してございます。先ほども説明したように、令和6年以降は定年前再任用短時間勤務職員以外は期末手当6月、12月ともに100分の122.5、勤勉手当ともに100分の102.5に併せて改正してございます。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当は100分の68.75、勤勉手当は100分の48.75と規定してございます。

15ページの下段に附則を規定しております。附則の第1条では、この改正条例は公布の日から施行し、今説明した第2条については令和6年4月1日から施行すると規定してございます。

また、附則第1条第2項では新しい給料表は令和5年4月1日に遡り適用すると規定しており、第3項では第1条で改正する期末、勤勉手当の支給割合は令和5年12月1日から適用と規定してございます。

附則の第2条では、新しい給料表が旧給料表よりもプラス改定であり、それを令和5年4月1日から適用するため新しい給料表と旧給料表の差額は支給する旨を規定してございます。

附則第3条では、それ以外の支給に当たって必要な事項は規則で定めると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 先ほどちょっと審議外の議案について発言したのですが、改めて聞きますけれども、この改定前と改定後の給料表について、説明資料では10ページになります。ちょっと御覧いただきたいのですが、今の課長の説明でこの給料表については国の基準に基づいて採用しているということなので、なぜこういう数字になったかというのは答えられないというふうに思っています。もし答えられるのであれば答えてほしいのですが、1級1号俸の改定前が15万100円が改定後に16万2,100円と1万2,000円アップというふうになっています。これは、どういう基準でこういうふうになったのか。答えられなければよろしいのですが、伺います。

それと、1級のところを見ますと、125号俸まで記載しているのです。前々から疑問だったのは、

古平町役場職員の場合は1級、2級、3級と渡っていく基準が規則で決められていますよね。その基準は一体何なのかという出だしのところなのですけども、それが伺いたいと。どこからどこまでという渡りについてはよろしいですので、これは長年の慣習でそういうふうになっているという説明しかできないのかなというふうにも思っているのですけれども、その点まず聞きたいのです。

○総務課長（細川正善君） 今真貝議員から2点質問あったかと思しますので、まず1点目の給料表の差額、例えば1級の1号俸であれば1万2,000円ぐらい違うのはどうしてそういう金額になったのかという質問だったかと思いますが、まず今回の改定に当たりまして、我々地方公務員は国を基準としておりますが、国は人事院が、通常人事院勧告といいますが、それを国は人事院勧告に基づいて改定しております。その人事院勧告は、従業員50人以上の民間企業を調査して、国家公務員との差額を出して、このような数字にしております。ですので、一番最初に説明したように、公務員と民間企業の間で0.9%ほど、0.96%差額があったということなので、平均して0.96%なので、それぞれの若年層のほうが民間との開きがあったので、1級の改定を大幅に行った。あとは、人材確保の面から1級のほうを手厚く、1級、2級を手厚く改定を行ったというふうに聞いてございます。

それと、1級が百二十何号俸まであって、渡りの基準がどうなっているのかというご質問だったかと思いますが、こちらも古平町給与条例の中で1級の在級年数というものが決められてございます。その在級年数も国家公務員、国の基準と同じくしております。例えば大卒の人が採用されたら、初任給は1級25号俸になります。1級25号俸から始まって、1級に大卒は3年間いることになります。1年間に4号俸ずつ上がりますので、1級37号俸になったら今度2級に移るようになります。短大であれば1級の15号俸から始まって、5.5年間1級にいることになります。その在級年数については国の基準に従っておりますので、その年数がどうやって決められたのだというような質問になるとちょっと困りますが、国の基準で給与条例を定めているところでございます。

○5番（真貝政昭君） ちなみに、改定前でもよろしいですし、改定後でもいいのですけれども、高卒初任給ですと、仮に1級1号俸だとすると、今週休2日制なので、1週間5日間働くことになります。それで、30日のうち2日、4週除いて、残りの日数で割っていったら、時間単位にしますと、最低賃金割れになってしまうのです。そういう計算を今ざっとやってみたのですけれども、ちなみに高卒の場合はどこから出発するのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 高卒の新卒者の初任給は、1級5号俸でございます。

○5番（真貝政昭君） 計算し直しますけれども、大体最低賃金すれすれの状況だと思います。ここ何年間か高卒の新卒者の給料が最賃割れの状況にあるという報道が正しいのかどうかというのを確認するために伺いました。

終わります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第46号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第46号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第46号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、17ページから24ページでございます。まず、改正内容を説明いたしますので、横の説明資料を御覧ください。先ほどと同じです。まずは、1ページを御覧ください。会計年度任用職員の改正につきましては、横の資料の1ページの一番下でございます。会計年度任用職員のフルタイムの職員につきましては、一般職、正職の給料表を適用してございますので、一般職のほうは1級、2級改正になりましたので、フルタイムの会計年度任用職員についても給料表の1級、2級が同じように改正になるということでございます。なお、今回は一般職の期末手当の率も改正されているため、会計年度任用職員の期末手当の率も改正されることとなります。

それでは、横の資料の21ページ御覧ください。議案46号の説明資料です。先ほどからと同じように、左側が改正後、右側が改正前でございます。会計年度任用職員のフルタイムの職員につきましては、正職の給料表の1級、2級が適用されますので、同じように1級、2級が改正になるということでございます。21ページから28ページでございます。

それでは、議案の18ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が18ページに記載しております。一般職の給料表の1級、2級と同様に改正する旨を規定してございます。

議案24ページの附則では、この改正条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する、遡って適用すると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 先ほども聞きましたけれども、改めて一般職の場合ですと高卒の新卒で1級の6号俸かなということで計算しましたら、時間給にしたら925円という計算になりました。30日のうち22日働いて、そして1日8時間労働ということで計算したのですけれども、これは給料表だけの話なので、そのように理解してください。それで、会計年度任用職員の場合は、やはり1級の6号俸からという基準で考えられているのか。一般職の場合、高卒新卒が1級の何号俸と決めら

れて、そして年数を経るにつれて上がっていくと、級が。それから、短大卒、それから大卒の場合には出発点が違いますから、あれですけれども、会計年度任用職員の場合、やはり年齢で級、号俸が決められているのか、それと加味して、学歴も加味されて決められているのか。具体的にちょっと聞いたことがないので、規則は見ていないので、ここで説明できればお願いしたいと思います。渡りです。

○総務課長（細川正善君） 今の真貝議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員についての給与の決定については様々複雑です。そもそも会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムという2種類ございます。フルタイムのほうについては、正職の1級、2級を使って決めるとあります。決めるに当たっても職種によって出発点が違います。単純な事務補助、一般事務、さらには代替保育士、代替の看護師とかというように決め方が職種によって変わってきます。ただ、給料表は1級、2級を適用するということになります。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、条例上は町長が定めるというふうになっておりまして、特に給料表を用いるとはなってございません。ですが、古平町が今雇用しているパートタイム会計年度任用職員については、フルタイムの職員と同様に1級、2級の給料表を用いて、そこから日割りしたり、時間割りしたりして、日給、月給というようにして算出して、根拠を持たせて設定してございます。

以上です。

○5番（真貝政昭君） その部署によって細かく細分化されているようなので、それは後ほど別途にお聞きします。細かい判断基準というのは、そちらのほうで作業の中でないしょなのでしょうけれども、客観的な基準というのはやはりあるはずなので、押さえておきたいと。

それと、会計年度任用職員については、国家公務員の場合もそうですけれども、こういう会計年度任用職員の数が非常に多いですね。古平町の場合も正職員が七、八十名に対して30名近い会計年度任用職員がいらっしゃるわけでしょう。これが公の作業に従事していますよね。重要な働き手となって、ほとんど地元に住んでいらっしゃる方ですね。それで、こういう要素は加味していないのでしょうか。年齢によって出発点が決められるべきではないかという考え方です。例えば一般職の30歳の場合と会計年度任用職員の30歳って同じような境遇にあるとしたら、これで差をつけられるというのは非常に疑問なわけです。フルタイムで働いているわけですから、世の中には職種によって格差をつけるというのはいかかなものかという考え方があるのです。年齢、年代によって、子育ての期間であれば十分保障されるべきであるし、対等、平等であるべきだということなのです。今の事務作業の中で、年齢によって決められていくという要素はあるのですか。

○総務課長（細川正善君） 古平町の場合は、会計年度任用職員であっても前歴換算をしておりますので、その職種、例えば1級の5号俸からスタートだよとなったとしても、その人の前歴換算、年齢を重ねている人であれば何らかの前歴は持っておりますので、前歴換算をして、給料を決定してございます。

○5番（真貝政昭君） それは、年齢とは関係のない要素です。それで、伺いますけれども、2級という給料表なのですから、一般職でいきますと渡りの間隔からいきますと係長止まりが頭打ちの状況なのですか。そういう設定が客観的な見方としてどれくらいのところら辺で頭打ちを設定

しているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） ちょっと質問の意図が私は理解できていないのかもしれませんが、1級、2級は係員の給料表で、正職であれば係員でございます。ただし、係員であっても30歳を超えると主任になります。主任の係員については3級になります。係長は4級です。課長以上になりますと5級、6級になっていきます。1級、2級は、今申したように、うちでいえば係員であっても主事クラスの職員の給料表と理解していただければよいかと思います。

○議長（堀 清君） 分からなければいいですよ、もう一回。

○5番（真貝政昭君） そういうふうに3級、4級と渡っていく今の一般職のあれですけども、会計年度任用職員の場合、2級の給料表ありますよね。その中でずっと125まで行ける可能性があるという、そういう見方なのですか。

○総務課長（細川正善君） 職種によって行く職種もあれば、行かない職種もございます。

○議長（堀 清君） よろしいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（堀 清君） 再開いたします。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第47号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第47号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案47号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明をいたします。

議案の25ページお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,726万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,440万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案の1枚めくっていただいて26ページ、27ページが歳入、さらに1枚めくっていただいて28ページ、29ページが歳出でございます。

以上、第1表が自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは、その第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の今度は縦のほうの議案第47号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは6ページ、7ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに主な補正の内容を説明させていただきます。まず、6ページの頭ですが、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に290万4,000円を追加し、11億5,007万5,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、漁港会館の改修工事費の増額補正でございます。改修工事を進めていく上で外壁の吹きつけタイルからアスベストが出てきたと。その処理をしているうちにさらに外壁の劣化部分、さらには笠木の劣化部分、破損している部分なんかも発生しましたので、それらを追加で増額して、改修するためのものでございます。

続いて、2款2項徴税費、既定の予算に30万追加して、600万2,000円とするものでございます。内容としては、過誤納付還付金ということで、過年度町民税の更正のための増額補正でございます。

続いて、2款3項戸籍住民基本台帳費、既定の予算に487万3,000円を追加し、1,376万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、住基システムの改修業務委託料で352万、戸籍付票システム改修業務委託料で135万3,000円でございます。これらにつきましては、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修でございます。歳入のほうで改修にかかった経費全額、10割補助でございます。マイナンバーカードへのローマ字表記などをするための改修でございます。

続いて、同じく2款5項統計調査費、既定の予算に2万7,000円追加し、55万円とするものでございます。内容としては、統計調査員の報酬2万7,000円の増額でございます。統計調査に対する道からの委託金の額が確定したため、それに合わせるものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に28万円を追加し、7億5,406万4,000円とする補正でございます。内容といたしましては、1目の社会福祉総務費で国保会計への職員の給与費等の繰出金で1万2,000円、2目の地域福祉センター費で修繕料31万6,000円計上してございます。こちらは、地域福祉センター内の受水槽内のボールタップというものの故障で正常な施設内の水管理が行えない状況でございますので、そちらを修繕するものでございます。

7目の高齢者医療費の部分につきましては、後期高齢者医療特別会計、この後に上程される会計の補正でございますが、それへの事務費の繰出金で139万3,000円の減額でございます。

8目の介護保険費は、介護保険サービス事業特別会計の繰出金として80万8,000円追加で繰出金を出すものでございます。

12目の障がい福祉費につきましては、移動支援事業委託料で14万9,000円、地域活動支援センター事業委託料で11万3,000円と利用者の増に伴って委託料が増えましたので、その分の増額補正でございます。さらに、障がい者福祉費の中では、障害者福祉システムの改修業務の委託料として27万5,000円計上してございます。障害福祉サービスの報酬改定がございましたので、そちらに合わせるシステム改正でございます。

続いて、同じ3款2項児童福祉費でございます。既定の予算に634万4,000円追加し、6,450万4,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、幼児センター費の中で保育室、匍匐室へのエアコン設置工事費として345万4,000円を計上してございます。来年の夏までにエアコン設置して、猛暑対策をするために今回補正で上げさせていただいてございます。財源としては、ふるさと納税を充てる予定でございます。

5目の子ども医療対策費は、子供の医療費の増加に伴うもので、42万3,000円を計上してございません。

さらに、6ページが一番下なのですが、新規に7目として第三の居場所事業費ということで計上してございます。来年の2月から第三の居場所運営を始めますので、それに伴う必要経費を7目で計上させていただいてございます。2月、3月の2か月分で246万7,000円を計上させていただいております。

続いて、8ページ御覧ください。8ページ、9ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から190万6,000円を減額し、1億2,432万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、この後出てくる診療所会計への繰出金190万6,000円減額するものでございます。

続いて、同じく4款の2項清掃費でございます。既定の予算に51万7,000円を追加し、1億9,476万6,000円とするものでございます。修繕料で51万7,000円計上してございます。クリーンセンターのトラックスケールの処理費といたしまして、インボイス対応とするための修繕料でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、既定の予算に3,456万円を追加し、2億5,524万8,000円とするものでございます。こちらにつきましては、ふるさと納税が増加で入ってくる見込みでございます。それに伴う必要経費の補正でございます。歳出のほうで6,000万ほど多く入ってくると見込んでおりますので、それに伴う必要経費の補正でございます。

続いて、10ページ、11ページ御覧ください。7款土木費、4項都市計画費でございます。既定の予算に7万6,000円追加し、1億5,449万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、下水道会計への繰出金、この後議案で上程されますが、下水道会計の繰出金で7万6,000円増やすものでございます。

続いて、同じく7款5項住宅費、既定の予算に435万1,000円を追加し、3,084万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、公営住宅の維持補修費として435万1,000円を増額補正させていただいております。新年度に向けて新たな入居者がおりますので、その入居者に向けて住宅を修繕するための経費でございます。

続いて、8款消防費、1項消防費でございます。既定の予算から220万円減額し、1億9,564万6,000円とするものでございます。内容としては、北後志消防組合の負担金で220万減額するものですが、

消防職員の給与改定、先ほどの条例で給与改定の説明をさせていただきましたが、その給与改定に伴うものと、あと消防団員1名が増えてございますので、それらの経費で220万円の減額となっております。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、既定の予算に7,346万9,000円を追加し、1億668万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、小学校へのエアコン設置、それに伴う実施設計と工事監理費、さらには体育館へのスポットクーラーの設置でございます。先ほどの保育所費と同じように、来年の夏までには工事を終わらせて、環境のよい中で子供たち、児童を過ごさせたいので、今回補正をさせていただいて、5年度中に契約まで取り付けたいなということで、今回予算計上させていただきました。財源といたしましては、今回は取りあえずふるさと納税で計上してございますが、まだ補助金だとか起債だとかの内容がはっきりしておりませんので、そちらがはっきりしたら財源振替させていただきたいと考えてございます。今回は取りあえずふるさと納税で計上させていただいております。

続いて、同じく9款3項中学校費、既定の予算に1億971万1,000円追加し、1億3,852万2,000円とするものでございます。こちらと同じように中学校へのエアコン設置、それに伴う実施設計、工事監理の必要経費を計上させていただいております。あと、体育館へのスポットクーラーの設置も視野に入れて、その分予算計上してございます。財源については、小学校と同じようにふるさと納税で考えてございます。

続きまして、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に1億1,369万追加し、2億3,248万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金への積立金で8,825万円計上してございます。こちらは、第3回定例会で認定をいただいた前年度、令和4年度の繰越金の額が確定しましたので、地方財政法に基づきその半分を財源調整基金へ積み立てなければいけないということで8,825万円を計上させていただいております。それと、ふるさと応援基金積立金として2,544万円を計上させていただいております。今回のふるさと納税の増額に伴い、必要経費を差し引いた分を計上してございます。

続いて、12ページ、13ページ御覧ください。13款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算から972万8,000円を減額し、5億4,356万6,000円とするものでございます。こちらにつきましては、先ほどの議案の給与改定、さらには当初予算編成後からの人の異動、人件費の整理をいたしまして、金額をこちらに記載されているように計上し直したところでございます。

それでは、2ページ、3ページに戻ってください。続いて、歳入のご説明をいたします。歳入、12款1項使用料、既定の予算に25万円を追加し、2,775万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、第三の居場所の使用料、給食費分として25万円を計上させていただいております。2月、3月分でございます。

続いて、13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に567万6,000円を追加し、3億7,108万4,000円にするものでございます。内容といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金ということで487万3,000円を計上してございます。こちらは、歳出で出てきた住基システム、戸籍の付票システムの改修に係る分の費用でございます。さらに、その下、障害者総合支援事業費

補助金、こちらは障害者福祉システムの改修に伴う、全額ではありませんが、補助金の金額でございます。その下、学校保健特別対策事業費補助金68万円計上しておりますが、歳出のほうで小中学校の体育館にスポットクーラーを設置すると。その分の補助金でございます。

続いて、14款3項委託金、既定の予算に6万9,000円を追加し、873万4,000円とするものでございます。今年度の統計調査、漁業センサス、さらには住宅・土地統計調査の委託金が決まりましたので、それを整理するものでございます。

続いて、16款1項寄附金、既定の予算に6,000万追加し、3億6,000万1,000円とするものでございます。内容としては、先ほどから何度も申しているように、ふるさと応援寄附金が今年度の実績の見込みとして3億6,000万程度になりますので、その6,000万を補正するものでございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算に5,880万円を追加し、3億1,034万4,000円とするものでございます。内容としては、財政調整基金の繰入れが3,290万円の減、さらにはその下、減債基金の繰入金が9,400万円の減、こちら2つにつきましては今回の補正での財源調整でございます。さらに、その下、ふるさと応援寄附金繰入金ということで1億8,570万円を計上してございます。幼小中のエアコン設置に伴う取りあえずの経費でございます。

続いて、18款繰越金、1項繰越金、既定の予算に2億1,096万円を追加し、2億1,096万1,000円とするものでございます。内容としては、第3回定例会で令和4年度の決算認定していただきましたので、それに伴う前年度繰越金の補正です。純繰越金が1億7,649万4,000円、繰越事業充当分が3,446万6,000円でございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入でございます。既定の予算に151万3,000円を追加し、4,746万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、第三の居場所運営費助成金ということで160万円計上してございます。BG財団から1か月80万円の補助金が3年間出ますので、まず2月、3月分で160万円を計上させていただきました。その他収入として8万7,000円の減額です。こちらは、今回の補正の財源調整、端数調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務課長より説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（梅野史朗君） 11ページの、説明書の11ページ、8款の消防費のところですが、この220万減について一応説明はあったのですけれども、もう少し詳しく金額とかも一緒に説明していただければと思いますが。

○企画課長（人見完至君） ご質問にお答えいたします。

この説明資料の16ページ、17ページお開きください。その中で内訳を載せてございます。負担金の中身でございますけれども、今回常備消防費ということで職員の給与関係、総務課長からも説明あったとおり、人事院勧告の関係の追加をさせていただいております。次のページ、18、19ページで非常備消防費ということで団員の科目になりますけれども、1名入団したいという方が出てきておりますので、その方の1名分をここで追加させていただいております。最後に、20ページ、21ページで本部の経費についてここで追加させていただいている。この3本でございます。

○6番（梅野史朗君） ありがとうございます。

続いてやっていいですか。

○議長（堀 清君） いいですよ。

○6番（梅野史朗君） その下の教育費ですけれども、エアコンの設置について、小学校で7,000万、中学校で1億というふうになっていまして、この金額がこれだけ違うのは何ででしょうか。僕のイメージとしては逆に小学校のほうが高いようなイメージがあるのですが、ちょっと説明お願いします。

○教育次長（本間克昭君） 中学校のほうが高くなっている要因につきましては、キュービクルの交換が必要になります。高圧電源の関係でキュービクルの変更が必要になりまして、そこに3,000万ほど見込んでおります。

○6番（梅野史朗君） 今のありがとうございます。

それに関連してですが、先ほど夏までに工事を終わるというお話がございました。具体的にいつ頃やりたいみたいな予定はあるのでしょうか。例えば春休みにやるとか、ゴールデンウィークにやるとか、あるいは授業が終わった時間からやるとか、あるいは授業中にちょっと我慢してもらいながらやるとか、どのように考えているか、ちょっとお願いします。

○教育次長（本間克昭君） それにつきましては、これからいろいろ検討しなければならないのですけれども、土日、春休み、それと授業終わった後、それだけで足りなければ授業中、教室どこかずれながら空いた教室を改修するという形を考えてございます。

○2番（寶福勝哉君） 梅野議員の質問の引き続きみたいな感じになるのですが、エアコン設置についてなのですけれども、ほかの自治体も結構これやり始めた。規模もでかい市とかもやり始めていまして、実際のクーラーの機械だとかエアコン自体の物は確保大丈夫でしょうか。

○教育次長（本間克昭君） その辺もありまして、今回補正予算で急遽、新年度予算ではなくて、できるだけ早くということで今回補正予算上げさせてもらっています。それで、機械のほう確保できるかどうか、今時点ではいろんな業者さんの話だと間に合うということなのですけれども、ただ入札した後でどこの業者に決まるのかとかありますので、その辺を仕様書に記載しながら検討進めたいと思います。

○5番（真貝政昭君） 一般会計の補正予算説明書で質問します。

ページは7ページになります。それと、教育費ですから、11ページになります。まず、7ページのエアコンの設置工事請負費で、今のところ幼児センターは2階事務所と、それから厨房、それから支援センター、3か所というふうに認識しています。保育室が何室あったのかというのを、部屋

数と同時に、設置する部屋が、各部屋全部やることになるのか、それを伺いたい、これがまず第1点です。

それから、11ページです。教育費でやはりエアコン設置工事があります。小学校については、小学校1年生から6年生まで各教室あるのですけれども、一応低学年は壁が設置されているという前提で質問しますけれども、各教室ごとに設置されることになるのかどうかということです。

それと、特別教室の扱いです。それは、今回は除外されることになるのか伺います。

それと、中学校になりますけれども、中学校は設置されているのが保健室と、それからパソコン室、2か所だと思います。これも各教室、普通教室、それから特別教室ありますので、普通教室のみなのか。

それと、小学校についてはもともと職員室にエアコン設置されていますけれども、中学校の場合職員室はどのような扱いになるのかということです。

それと、体育館についてはスポットクーラーという説明がありました。小学校について説明を伺いたいのですけれども、あの学校は外気を一旦地中を通してある程度冷却させた空気を建物内で利用するという仕掛けになっていたはずなのですけれども、体育館についてそういう効果を発揮させた建物であったのではないかとちょっと記憶なのですが、あの建物のそういう仕掛けは今回のエアコン設置については関係なく、あまり効果がないという前提で中学校と同じように体育館に設置するという、そういうお考えでの予算計上なのか伺います。

○幼児センター所長（三浦卓也君） ただいまの真貝議員のご質問にお答えいたします。

幼児センターにつきましては、いわゆるゼロ歳児が使う匍匐室が1か所、そして保育室が4か所ございまして、合わせて5か所ということでございしますが、今回その全て5か所にエアコン設置するという事で補正を組んでいただきました。

以上です。

○教育次長（本間克昭君） 小学校につきましてはですけれども、まず小学校1年生から6年生までの壁がということなのですけれども、建物の構造上小学校の一般教室につきましては天井埋め込みの業務用のエアコンを各教室につけることを想定しています。

それと次に、特別教室の関係なのですけれども、特別教室につきましてもエアコンを設置しようと今回なっております。中学校につきましても、同じく特別教室もエアコンを設置する仕様となっております。

それと、中学校職員室についてなのですけれども、そちらのほうにもエアコンを設置する見込み、予定となっております。

それと、小学校の体育館についてなのですけれども、通常の一般的な夏であればそれで大体地中熱で効果出るのでのですけれども、今年のような状況であればそこまで効果が発揮されなかったもので、スポットエアコンを準備するという事で計画しております。

○5番（真貝政昭君） それで、11ページになりますけれども、やはり教育費のところで、実施設計の費用が出ています。工事監理業務委託料も出ていますけれども、現在古平町が工事を実施するに当たって取りあえずは財源はふるさと納税の基金を使うということで予算計上していると。補助

がまだ確定していないということなのですからけれども、小樽市では既に専決処分ですけれども、自腹の部分と、それから補助額の部分と明記して専決処分しているのです。それで、古平町の場合は多分補助申請していると思うのですけれども、全体工事が100として、どれくらいの補助率になるのか、予定しているのか、どうなのかということです。

それと同時に、この設計業務という予算なのですからけれども、補助申請するに当たって必ず必要な予算なのか、それとエアコンの能力を決めるに当たって、やはり計算上あると思うので、これも補助申請の中で絶対つけなければならないという予算なのか、そこら辺の説明ができるでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） まず、助成金、補助金等の関係につきましてなのですが、学校の改修に係る補助金につきましては今申請しています。小樽で言っている助成金とか交付金とかいう部分は、ちょっと想像なのですからけれども、多分学校の構造上出る交付金ではなくて、地方創生交付金等の残り部分を活用するのではないかなという気がして、今助成申請しているものについては今段階で出る、出ないというのはまだはっきりさせられるものではありません。

それと、補助金につきましては、事業費7,000万円上限の3分の1が補助上限でございます。それは、7,000万は各校、1校当たり7,000万事業費の3分の1というのが助成金の内容でございます。

それと、実施設計、工事監理等につきましては、助成金等入るときに会計検査等も想定されますので、それに対応するために今回予算計上させていただいております。

○5番（真貝政昭君） 今回のエアコン設置については、道教委のほうも前向きなはずなので、国ばかりでなくて、道も関わりを持ってくるのではないかというふうに思っているのですけれども、今の場合ですと国が3分の1、上限ありますけれども、3分の1というような受け止め方をしているのですけれども、道のほうは全く無関係というふうになるのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 国のほうの補助、助成金の窓口はやっているのですけれども、道で別に補助という話は今のところ出てございません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第48号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第48号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,062万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明書の40ページ、41ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に1万2,000円増額し、予算額1億2,384万3,000円とするものでございます。こちらは、退職手当組合負担金率が引き下げられたことによる減額分のほか、給与改定による増額となっております。

2款1項基金積立金でございますが、既定の予算に579万9,000円を追加し、580万円とするもので、地方財政法の規定により令和4年度決算剰余金の2分の1を積み立てる分、さらに広域連合還付金の一部を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移ります。1ページ戻っていただいて、38ページ、39ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に1万2,000円を増額し、予算額4,990万1,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました職員給与費が増額となったことにより同額を増額いたします。

2項基金繰入金でございますが、既定の予算から580万円を減額し、予算額を570万円とするもので、こちらは財源調整としております。

4款1項繰越金、既定の予算に436万6,000円を追加し、436万7,000円とするもので、4年度決算剰余金の繰越しとなります。

続きまして、5款諸収入、4項雑入でございますが、744万8,000円を増額し、753万5,000円とするもので、令和4年度の広域連合分賦金の精算分でございます。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第49号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第49号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第49号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,853万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。説明書の52ページ、53ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、既定の予算から139万3,000円を減額し、予算額を674万7,000円とするもので、こちらは給与改定も含んでおりますが、大きくは会計間人事異動による減額です。

続きまして、1ページ戻りまして、歳入の説明です。50ページ、51ページです。3款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算から139万3,000円を減額し、2,981万4,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の減額により職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

4款1項繰越金、既定の予算に62万4,000円を増額し、62万5,000円とするもので、4年度の決算剰余金の繰越しでございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第50号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第50号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ933万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,233万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては、第1表を44から47ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、別冊の説明書64、65ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額184万7,000円の減額でございます。この主な要因としましては、会計間異動による人件費の減額でございます。

4款1項基金費、補正額1,110万円の増額で、主な要因につきましては決算剰余金がありましたので、積立金を増額したものでございます。

5款1項予備費、補正額8万3,000円の増額でございます。この増額は、調整額の計上でございます。

引き続き歳入を説明しますので、62、63ページをお開きください。6款1項繰越金、補正額933万6,000円の増額でございます。決算剰余金を前年度繰越金として収入したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番(真貝政昭君) 課長、説明資料の66ページを見ているのですけれども、課長のところは特別会計では簡水と、それから公共下水道を持っているでしょう。簡水については職員の数が2名、それから後で提案されることとなりますけれども、公共下水道のほうが2名と。この中に課長はどのような形で入っていますか。

○建設水道課長(高野龍治君) この簡易水道特別会計と下水道会計には、私の人件費は入っておりません。ただし、簡易水道事業の予算の中で一般会計繰出金として私の人件費3分の1が簡易水道から一般会計のほうに支出されております。

○5番(真貝政昭君) 総務課長に聞きますけれども、一般会計で職員費ってありますよね。そこでの説明資料で人数書いていますけれども、基本的に特別会計はそちらのほうとは別というふうに認識してよろしいですか。

○総務課長(細川正善君) 今の真貝議員の考え方でよろしいと思います。

○5番(真貝政昭君) 決算で見ると、町役場に関わる人件費を総体的に見るときの資料として把握するには足し算してやらないと駄目になるのですけれども、全体像を見るための一覧表というものは提出されていますか。

○総務課長(細川正善君) 決算説明資料の何ページだか今は分かりませんが、人件費をまとめた見開きのページがございます。その上のほうが一般会計、下のほうに特別会計ということで、ちょっと電卓でまとめていただかないといけないのですが、1枚で、見開きの1枚物で見れるようにはな

っている資料がございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第51号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第51号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第51号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,207万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては、第1表を50ページから53ページにお示ししております。

それでは、歳出から説明しますので、別冊の説明資料80、81ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額7万6,000円の増額でございます。この主な要因としましては、給与改定によるものでございます。

引き続き歳入の説明をしますので、78、79ページをお開きください。5款1項一般会計繰入金、補正額7万6,000円の増額でございます。歳出補正の増額見合いを一般会計繰出金で調整した増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 説明資料の79ページです。確認なのですが、質問します。

一般会計繰入金で水洗便所改善命令等事務経費が5万3,000円増額されて、322万7,000円となっています。これの仕事の内容といたしますか、その説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 水洗便所改造命令等事務経費ということなのですが、これにつき

ましては下水道会計で支出している事務職員の人件費に対して2分の1を一般会計で繰り出すといったルールがございますので、実際にこの仕事に全て従事しているかと、そういうことではございませんが、一般的なルールとして2分の1繰り出すこととなっておりますので、こういった名称となっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第52号

○議長（堀 清君） 日程第16、議案第52号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第52号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案55ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,700万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」を56ページから59ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料92ページ、93ページをお開きください。1款 サービス事業費、3項施設サービス事業費、既定の予算に80万8,000円を追加し、1億1,697万4,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、人事院勧告などによる給料等人件費の増、歳入や光熱水費、こちらは電気料になります、の決算見込額が予算額を上回ることが見込まれることによる需用費の増、職員予防接種委託料について、これまでは歳入から人数分を差し引いておりましたが、歳入歳出を明確にするため皆増しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。90ページ、91ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に80万8,000円を追加し、6,259万8,000円とするもので、こ

ちらは歳出の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第52号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第53号

○議長（堀 清君） 日程第17、議案第53号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第53号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案61ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ9,921万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」を62ページから65ページにお示ししております。

債務負担行為の補正として、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によります。

66ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の項目といたしまして、医用画像情報システム使用に関する債務負担行為を追加しております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料104ページ、105ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、既定の予算から182万7,000円を減額し、8,851万5,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、人事院勧告などによる職員手当等人件費の増、燃料費や光熱水費の決算見込額が予算額を上回ったことによる需用費の増、委託料のうち電子カルテの更新を現在のサーバー型からクラウド型に変えたことにより当初予算から341万円抑えられたことによ

る電子カルテシステム更新業務委託料の減、電子カルテの更新に併せ、レントゲン画像等を電子カルテに自動で取り込める医用画像情報システムについても同時に更新することがより効率的な運用につながるため、医用画像情報システム更新業務委託料を皆増しております。また、医用画像情報システムについても、電子カルテと同様にクラウド型を採用したことにより更新費用の削減を図りました。新たな電子カルテ、医用画像情報システムは、来年2月から運用することとしております。職員予防接種委託料については、介護サービス会計でも説明したとおり、歳入歳出を明確にするため皆増しております。医用画像情報システムについては、毎月使用料を支払うことになり、2か月分のシステム使用料を皆増しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。102ページ、103ページをお開きください。3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に3万7,000円を追加し、290万4,000円とするもので、こちらは診療所及び医療院職員29人分の予防接種手数料を算定したものであります。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から190万6,000円を減額し、6,367万7,000円とするもので、歳出予算の減額分182万7,000円に歳入予算の使用料と道補助金の増額分合わせて7万9,000円を加えた額を減額したものであります。

6款道支出金、1項道補助金は、PCR等検査無料化推進事業補助金4万2,000円の皆増であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 今事務長のほうから12節の委託料で電子カルテシステムの更新業務委託料がかなり、340万ほど安くなったということでありましてけれども、このシステムの交換というのは新しい今の医療体制になってからこういうふうになって安くなったものなのか、それとも引継ぎで仕事をやってきて、今回たまたま更新することによって安くなったものなのか、現在の医療体制になってからこういうシステムになって、安くなったものなのか、どちらなのでしょう。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 高野議員の質問にお答えいたします。

現在使っている電子カルテというのが使用から7年ちょっとたっているものです。それで、大体のものが5年の使用期間という形なので、更新することになったのですが、その中でいろいろな電子カルテのメーカーがあります。その中で現在使っているものも含めていろいろ検討したのですが、その中でサーバー型のやつよりクラウド型のほうが今後長年運用していく中では費用が抑えられるということになりました。それで、その中からいろいろ、大体機能的には変わらないものなのですが、その中で選定していったものが現在今回契約することに至った業者さんで、この金額に収まったということです。

○4番（高野俊和君） ということは、何事もそうなのでありますが、新しい機械を入れることによって値段が少し高くなるというのは大体の常識なのですが、今回みたいにこういうふうになるというのは、やはり何か今までの方法に少し無駄があったのかなという感じもしますし、ただ、今の事務長の説明を聞いていますと、新しいこういう安価で使いやすいシステムのものがで

きてきたということでありまして、今後の業務に関しても全く今までと変わりはないというか、不便は起こらないという、そういう捉え方でいいのでしょうか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 運用上には不便とかはないです。今までサーバー型というのが機械全部をこちらのほうで準備して運用していくということだったのですけれども、クラウド型になるとそういうハード自体はそれぞれの業者が持っているもので、クラウドとって、インターネットとかを通じて月々使用していくということになるので、今後の更新のときの費用とかも今後抑えられる予定になっています。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第54号

○議長（堀 清君） 日程第18、議案第54号 古平町漁村研修施設設置管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第54号 古平町漁村研修施設設置管理条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の67から69、それと横書き資料の29ページを併せて御覧ください。本件の改正理由は、漁港会館の管理を地方自治法244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に行わせることができるという規定を設けるものでございます。それに併せて、現状の漁港会館の使用状況に合わせて多少の文言修正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、まずは説明資料のほうを御覧ください。29ページです。新旧対照表を用いましてご説明させていただきます。左側が改正後、右側が改正前でございます。第1条、こちらは漁港会館の設置目的を明確に規定し直した改正でございます。

第3条につきましては、第1条に設置の目的を明確に規定しましたので、それに伴う文言修正でございます。

第9条につきましては削除で、第10条から31ページまでの第14条までは指定管理者制度を規定す

るのに必要な規定を新たに設けたものでございます。第10条につきましては、1項で開館時間、2項で休館日を定めてございます。

第11条の1項では、指定管理者に行わせることができる内容を規定してございます。

1枚めくっていただいて、30ページの11条2項では、指定管理者に管理を行わせた場合、第3条から第5条及び第7条の許可決定などは指定管理者が行えると規定したものでございます。町長が行える許可決定を指定管理者が行うことができると規定したものでございます。

11条の第3項、これについては指定管理者が管理を行う前に決定された使用許可などは指定管理者が行ったこととみなすという規定でございます。

第12条の第1項から第5項につきましては、利用料金ということで、指定管理者に施設の使用料を収受させることができることなどを規定してございます。

第13条では、指定管理者が行う業務の範囲を規定してございます。

31ページ、第14条では指定管理者が行う管理の基準として、1項では町長の承認を受ければ指定管理者は開館時間、休館日を変更できるという規定であり、2項では条例、規則に基づいて管理すると規定してございます。

それと、31ページの一番下です。別表の改正、上記の目的というように文言修正でございます。こちらは単なる文言修正です。現状の利用実態には、全く影響はいたしません。

議案の68ページに戻ってください。今説明資料で説明した内容が68ページ、69ページに条例改正の改め文として掲載してございます。

最後に、本一部改正の施行日は、公布の日からと附則で規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） この条例が成立したと仮定して、今後のスケジュールも決まっていると思えますけれども、説明できますか。

○総務課長（細川正善君） この条例が成立したという仮定の下、説明させていただきます。

これが成立した後、指定管理者を募集することになります。それで、指定管理者を募集するのうちの指定管理者の事務条例では1か月間期間を設けないといけないので、指定管理者募集しますというふうに告示してから1か月間募集をします。そこから出てきて、選定委員会で選んで、今の予定では3月の定例会までには指定管理者の議決をいただくよう進めたいなというふうに考えてございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 古平町漁村研修施設設置管理条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時06分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第55号

○議長(堀 清君) 日程第19、議案第55号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第55号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割及び均等割の保険税の軽減措置が講じられる内容の改正でございます。

それでは、説明資料で説明いたします。横書きの説明資料33ページをお開きください。33ページ、国民健康保険税条例の一部改正についてということで、まず改正の要旨から説明させていただきます。国民健康保険加入者のうち出産予定、または出産した被保険者の一定期間の産前産後の国保税を減額する内容でございます。減額の内容は、先ほども申し上げましたが、均等割と所得割の部分になります。こちらは、令和6年の1月1日から施行としております。減額の具体的な内容としましては、出産予定日、または出産日が令和5年11月以降の方で、単胎妊娠の方は出産前後4か月、多胎妊娠の方は同じく6か月分が減額となります。米印で出産とはと書いてございますが、出産とは死産、流産、早産も含むと決められております。下段のほうに図で記されておりますが、単胎妊娠、1人の妊娠、子供1人妊娠している場合ですが、ちょっと見づらいですが、色を塗っているところが減額の対象になります。出産予定日、または出産日の属する月を基準に前1か月、後ろ2か月、2人以上の多胎妊娠の方については同じく出産予定日、または出産日の属する月を基準に前3か月、後2か月の減額ができるという規定になっております。今回の改正は、先ほども説明いたしましたが、1月1日からの施行となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
○5番（真貝政昭君） 説明資料のほうで見ます。それで、本表の議案のほうに書かれている条例改正のほうちょっと頭から外して、説明資料のほうでかいつまんで説明をお願いします。

それで、通常の場合、1人出産予定の場合は図に書いている4か月分と。それから、多胎妊娠の方は半年分という説明です。それで、国保税の減額なのですけれども、具体的に国保税というのは応能と応益に分かれています。一緒くたに総計を計算して、12か月で割った分の4か月分だとか6か月分という考え方でよろしいのかどうか。

それと、減額されるタイミングなのですけれども、出産予定は役場への母子健康手帳の提出等で分かるのですけれども、どういう形で支払いが行われるのか。国保の場合、8か月、8回分で納税することになっているでしょう。それがどういう形になるのか、そこら辺の具体的な点をかいつまんで説明していただきたいのですが。

○議長（堀 清君） 切ってください。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、計算方法、タイミングの話とも、回答ともかぶるかもしれないのですが、計算方法についてちょっとかいつまんでというか、具体的に説明させていただきます。

各個人の所得割と均等割になります。基礎分と後期高齢者支援分、介護分に国保分かれておりますけれども、場合によっては介護かかっている方もいらっしゃいますけれども、年齢的に基礎と後期高齢者医療のかかっている方が多いと思いますので、そちらで計算させていただくと、まず均等割については2万5,000円になります。基礎と高齢者医療分計算するに当たって、所得を例えば120万円の所得の方というふうに計算しますと、基礎分と後期高齢者分、均等割分、全部合わせまして11万3,000円ほどになります。それを12か月でまず割ります。一月分の金額を出す形になります。11万3,000円を12で割って月額を出して、単胎妊娠の方ですと、その月額に4か月分を掛けたものが減免額になります。それをさらに、先ほど8期とおっしゃいましたので、8期で割って、早いうちに、7月賦課ですので、7月に申請すると残り8期になりますので、減免額3万7,000円ほどになるのですけれども、それを8期で割って、1か月分ずつ減免していくという払い方になります。それが時期がずれて、後半、10月とか11月になりますと、残っている期別で減免額を割ります。なので、5期分だったり、4期分だったり残っていると、減免額3万7,000円を期別で割り返して、その分残りの期別、減額していく形になります。

○5番（真貝政昭君） そしたら、今の説明だと年度ごとの計算になりますから、最初に支払いをしておいて、後半に出産というふうになると、また当初のメリットが、納税者のほうはメリットがあるタイミングとそうではないタイミングが出現するというふうにはなるではないですか。

○町民課長（五十嵐満美君） もちろん損得生まれるわけございませんので、万が一先の分で払っていると還付という形も発生します。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第56号

○議長(堀 清君) 日程第20、議案第56号 簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第56号 簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案について提案理由のご説明をいたします。

議案は76ページです。説明資料は37ページをお開きください。主な説明は説明資料となりますけれども、ともに御覧いただきたいと思えます。それでは、横置きの説明資料で説明いたします。1、整備理由としまして、簡易水道事業及び下水道事業については、人口減少による料金収入の減少などにより経営環境は厳しさを増すことから、経営状況を詳細に把握することができる会計の導入が必要とされます。そのため、地方公営企業法、以下法という、の一部、財務規定等を適用する公営企業会計の関係条例を制定する必要があります。

2、関係条例の整備概要については、第1条で古平町監査委員条例の一部改正を。議案では、上から4行目となります。第2条では各条例の廃止を。議案では、中段辺りの第2条のところがございます。

第1条から説明します。第1条、古平町監査委員条例の一部改正は、法に基づく監査委員の監査を規定するもので、地方自治法の規定であるこの条例に法の規定を加えるものでございます。

第3条は職員の賠償責任を、第7条は決算等の審査を、第9条は金融機関が取り扱う公金の収納等に関するものを規定します。議案では、第1条、第3条中、第243条の2第3項を第243条の2の8第3項については地方自治法の条ずれを改正するものでございまして、同条第9条中、指定金融機関を指定金融機関などに改めるについては、公会計では指定金融機関は1つでしたけれども、法適用後は簡易水道事業と下水道事業の出納取扱金融機関と名称が変わることから、指定金融機関等と改めるものでございます。

次に、第2条、各条例の廃止は、議案では中段、第2条、次に掲げる条例は廃止するのところでございます。(1)、古平町下水道建設基金条例の廃止は、法適用後下水道事業会計で一括管理されるため、基金として管理する必要がなく、この条例は廃止します。

(2)、古平町公共下水道設置条例の廃止は、法第4条の規定では地方公営企業の設置及びその

経営の基本に関する事項は条例で定める必要があるため、法の規定がないこの条例は廃止します。

(3)、古平町公共下水道事業特別会計条例の廃止は、法第17条の規定では特別会計を設けて行うとされているため、条例で規定する必要がなく、この条例は廃止します。

(4)、古平町簡易水道財政調整基金条例の廃止は、法適用後簡易水道事業会計で一括管理されるため、基金として管理する必要がなく、この条例は廃止します。

(5)、古平町簡易水道事業特別会計条例の廃止は、法第17条の規定では特別会計を設けて行うとされているため、条例で規定する必要がなく、この条例は廃止します。

3、施行日については、新年度からの運用となりますので、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第57号

○議長(堀 清君) 日程21、議案第57号 古平町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第57号 古平町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

議案は78ページ、説明資料は39ページをお開きください。先ほどと同じようにともにお開きいただきたいと思います。それでは、横置きの説明資料から説明していきます。1、制定理由としまして、地方公営企業法、以下法という、の一部、財務規定等を適用するため、法第4条に規定する地方公営企業法の設置及びその経営の基本に関する条例を制定する必要があるとございます。そのため、既存の古平町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正するものでございます。

2、制定する条例の概要につきましては、第1条では設置の目的を規定します。

第2条では、簡易水道に法の財務規定などを令和6年4月1日から適用するものを規定します。

第3条では、経営の基本を規定します。議案78ページ、第3条第2項で給水区域を規定しまして、

同条3項以降につきましては事業の規模などを規定しております。

第4条では、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分を規定します。議案78ページ、第4条では、資産の取得及び処分は予定価格700万以上の不動産、もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡など、それと土地については1件につき5,000平米以上のものについて予算で定めると規定します。

第5条では、出納その他の会計事務のうち会計管理者に行わせる事務を規定します。

第6条では、議会の議決を要する負担付寄附及び町の義務に属する損害賠償の額を規定します。議案79ページ上段で負担付寄附、それと譲与の額につきましては100万以上、町の義務に属する損害賠償の額100万以上のものについて議会の議決をいただくという規定としております。

第7条では、年に2回作成する業務状況説明書類の期間や時期などを規定します。議案79ページ、第7条第2項で11月30までに作成する書類は決算状況、5月31までに作成する書類は予算の概要などを規定するということとしております。

3、施行日につきましては、新年度からの運用となりますので、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 条例の全部を改正する条例ということなので、簡易水道事業の設置、法の財務規定等の適用、経営の基本、重要な資産の取得及び処分、会計事務及び決算の処理、それから議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、業務状況説明書類の作成について全部改正ということなのですけれども、新旧の対照というものは今回出ていないのですけれども、その点はどういうことなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） これにつきましては、今ある条例につきましては公会計で使っている条例なので、ほとんど、ここでいう第3条の経営の基本と、あと給水区域の位置とか、あと給水の規模とかしかうたわれていません。なので、今回は新旧対照表は割愛させていただきました。

○5番（真貝政昭君） そしたら、新たなどころとしては、議会との関係では重要な資産の取得及び処分の第4条、それから議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の第6条あたりが議会側としては重要というふうに捉えてよろしいでしょうか。今までとはどういう関係というか、今までどういう取扱いだったのが新しくこういうふうになったのか、それとも従前同様こういうような前提があったのかどうかということです。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、第4条のところですが、今地方自治法上で契約する場合は5,000万以上の契約につきましては議会の議決が必要となるということになっておりますけれども、今度この規定、この条例が成立しますと、それはなくなります。それと、財産の取得につきましては、この予定価格700万、それと土地の関係5,000平米というものは今の自治法上とは変わらないものと考えております。

あと、第6条に関しましては、負担金付寄附100万円、それと損害賠償の関係につきましては今の自治法上は議会の議決を得る必要がありますけれども、この地方公営企業法適用後はともに100万円

までは議会の議決が必要がないという規定となっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 古平町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第58号

○議長（堀 清君） 日程第22、議案第58号 古平町公共下水道事業の設置等に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第58号 古平町公共下水道事業の設置等に関する条例案について提案理由のご説明をいたします。

議案は82ページ、説明資料は41ページをお開きください。ともに御覧いただきたいと思います。それでは、横置きの説明資料で主に説明していきます。1、制定理由としまして、地方公営企業法、以下法という、の一部、財務規定等を適用するため、法第4条に規定する地方公営企業の設置及びその経営に関する条例を制定する必要があるとございます。

2、制定する条例の概要については、第1条では設置の目的を規定します。

第2条では、下水道事業に法の財務規定などを令和6年4月1日から適用することを規定します。

第3条では、経営の基本を規定します。議案では82ページ、第3条第2項で位置と処理区域を規定しております。同条第3項以降につきましては、事業の規模などを規定しております。

次の第4条以降につきましては、先ほどの簡易水道事業の議案と説明が重複しますので、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 先ほどの提案説明で工事に関して5,000万以上の件については議決のあれはないという説明でしたけれども、簡水、それから公共下水道については一般会計のほうと全く違う取扱いというふうになるのですけれども、その理由は何なのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） それにつきましては、一般会計のほうは自治法上の規定で行いま

すので、5,000万以上の案件については議会の議決が必要となるということになっておりますが、地方公営企業のほうはそういった規定はございませんので、議会の議決を得る必要はないということでございます。

○5番（真貝政昭君） 結局公営企業の親分は……よろしいですか。一般会計のそれこそトップは町長だけれども、公営企業のトップは課長というふうになるのですか、町長というふうになるのですか。それがどうなのかということと、それから客観的な透明性ということで、一般会計のほうでは5,000万という数字が挙げられていながら、それを取っ払って、何も無いということは、どこからもチェックされない、やり放題の工事というふうに理解されるのではないですか。歯止めなき独占状態と。独走状態というのですか、そういうふうに捉えるのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、公営企業法適用の関係で管理者が私、建設水道課長なのかという質問に対しましては私ではございません。町長があくまでもトップでございます。

それと、工事の契約に関して一般会計は5,000万というものはありますけれども、先ほど言ったように、そういった、地方公営企業法の今財務規定を適用するというのは手順を省いてというか、企業として本来の業務を簡素にできるというのも一つの考え方のうちでございます。なので、こういった5,000万以上の案件について議会の議決を求めるといったものは、法律上求められていませんので、そういった規定としております。

○5番（真貝政昭君） たしか簡水になる前は公営企業法の適用で水道関係、今は公共下水道のやつでやっていますけれども、あのときも議決の要件ではなかったのかなというのをちょっと振り返って思い返しています。ただ、5,000万以下だろうと5,000万以上だろうと、5,000万以下だったら議決の要件ではないと、一般会計では。それで、上は5,000万以上、1億、10億でも議決の要件ではないというふうにしたら、これは誰が考えてもちょっと歯止め利きませんけれども、もう一回再考する必要があるのではないかというふうに思います。仮に今この条例案が可決されたにしても、やはり課題としてはその点残るといふふうに思うのですけれども、どうですか。トップが町長ですから、ちょっとそこら辺を再確認していただいて、誰が客観的に入札とか、そういうものに目を光らすことができるのかというのが課題だと思うのですけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 今こういった会計やりまして、最高責任者は町長ということでございますけれども、本来の地方公営企業法、全面適用すれば町長は関係なくなります。地方公営企業管理者という命名で、そちらのほうは責任者という形になりますけれども、今この場合は全面地方公営企業法適用でないですから、今最高責任者は町長という形になったということです。ですから、前の上水道事業会計やっていたときも、あのときは全面地方公営企業法適用ですので、公営企業管理者置いていました。たまたまそれが町長が兼任していたということでございまして、そういう形になるのが地方公営企業法で定められている形でございます。要は入札等につきましても、そういった企業という形からいきますと、議会からそういった面で離れるのかなという形もありますので、その辺は今課長答弁したとおりなのかなと思っております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 古平町公共下水道事業の設置等に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第59号

○議長（堀 清君） 日程第23、議案第59号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第59号 町道路線の変更について提案理由のご説明をいたします。

説明資料で説明いたします。説明資料43ページ、最後のページになります。変更する路線は、図面右上に記載のある恵比須小路線です。この路線は、複合施設建設に伴い図面358から355の区間、点線部分を廃止しておりましたが、本年その区間の道路が完成しましたので、町道路線の変更を提案するものでございます。

それでは、議案85ページへ戻っていただきまして、議案を読み上げ、説明とさせていただきます。

町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を次のとおり変更したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記としまして、路線番号30137、路線名、恵比須小路線、変更前、起点、古平町大字浜町38番2地先、終点、古平町大字浜町355番地先、変更後、起点、同上でございます。終点、古平町大字浜町358番地。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 町長、今説明があつて、もう出来上がっているのに、承認ということなのですかけれども、第三の居場所のほうの敷地との関係なのですかけれども、段差がありますよね。すごく大きな石がごろごろ出て、土がほとんどあんまりないような感じなのですかけれども、こっちのほうの高低差というのは当初の計画どおりやるのでしょうか。

○議長（堀 清君） どっち答弁しますか。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします、答弁調整のため。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（成田昭彦君） 第三の居場所の土地については、当初計画どおりでございます。ああいう道路との段差というのは、当初からそういった予定でございました。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第59号 町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時53分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第24 選挙第7号

○議長（堀 清君） 日程第24、選挙第7号 古平町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。選挙管理委員には、古平町大字丸山町53番地、三浦一志さん、古平町大字浜町202番地の6、佐藤アツ子さん、古平町大字浜町370番地、高見純子さん、古平町大字浜町679番地の18、澤口正広さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した4名の方が選挙管理委員に当選されました。

それでは、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、古平町大字浜町679番地8、小玉正司さん、第2順位、古平町大字沢江町5番地、吉野文敏さん、第3順位、古平町大字浜町124番地の3、磯谷裕孝さん、第4番順位、古平町大字浜町679番地の12、浅野恵子さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時07分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第25 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第25、陳情第4号 国立病院の機能強化を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第4号 国立病院の機能強化を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第26 陳情第6号

○議長(堀 清君) 日程第26、陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書(案)採択を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書(案)採択を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第27 決議案第1号

○議長(堀 清君) 日程第27、決議案第1号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議についてを議題にします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定しました。

決議案第1号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 一般質問

○議長(堀 清君) 日程第28、一般質問を行います。

一般質問は、高野、梅野、佐藤、工藤、中村、寶福、堀澤、真貝議員の8名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番(高野俊和君) 漁港会館改修状況と利用方法についてお尋ねをいたします。

現在漁港会館の改修工事が行われておりますけれども、進捗状況と今後の利用、使用方法についてお尋ねをします。現在外観を改修中と思っておりますけれども、町長、第1回の定例会の執行方針の中で述べておりましたけれども、町民の利用が少ない状況というふうに書かれておりました。私もそう思っておりました。1階の和室、事務室も手を加えるということ書かれておりましたけれども、今後の町民の利用できる範囲を広げるということも考えてはどうでしょうか。

○町長(成田昭彦君) 高野議員の一般質問にお答えいたします。

漁港会館の改修状況と利用方法についてでございますけれども、この中で進捗状況と今後の利用方法を尋ねておられました。まず、その点についてでございますけれども、工事の内容といたしましては、本日も補正予算いただきましたけれども、工事自体は12月に終了する予定でございます。事務処理等も含めまして、1月末には全て終わるのかなと思っております。工事内容でございますけれども、議員おっしゃるとおり、事務室と和室の一体化、それから1階の階段の下を改造いたしまして、物置を設置してございます。2階の会議室のフロアカーペット、今フロアになっているのですけれども、そこをカーペット化するというところでございます。それから、1、2階の部屋部分の壁紙の貼り替え、ただ階段についてはそのままコンクリが露出した形になってございます。それから、外壁の劣化部分の補修、それから笠木部分の補修ということで実施してございます。

今後漁港会館をやっぴり最大限に効率よく活用するためにも、先ほど条例可決させていただきましたけれども、指定管理者に管理してもらうことを想定してございます。指定管理についても利益を追求できる施設ではないということで、町民と町外者の交流拠点になるように、そういった施設にしたいと考えております。例えばお祭りですとか、そういったときに町外から観光的にお祭り見に来て休む場所がない、そういったものもありますので、そういった活用も考えてございます。これからになりますけれども、たしか今年の3月の時点で言っていたと思っておりますけれども、これから議会の議決いただくことになると思っておりますけれども、現時点では商工会を指定管理者にしたい、管理者にというふうに考えてございます。1階の事務室と和室を改修した後指定管理者の事務室と考えております。

私一番気になっていたのが今大勢で宴会を開くような場所が古平にはないということもあります

ので、そういったものを漁港会館の集会所を使ってできたらなというふうに考えてございます。何年前ですか、蘭越町の公民館、らぶちゃんホールってあるのですけれども、そこ行ってきたのですけれども、そこ公民館を使って宴会等できるようにして、その賄いを町内の飲食店組合で実施しているという、これなかなかいい方法だなと思って見てきていまして、そういったものを商工会のほうに汗を流していただければなというふうに考えております。

それから、今水産庁のほうで漁港を使った海業の推進ということで実施しております。昨年全国でモデル地区、12地区応募していたのですけれども、私どもも応募しましたけれども、落選したという形でございます。これからまた水産庁のほうから全国で500か所くらいそういった海業の推進を図っていきたいという申入れもありましたので、その辺も含みまして漁港会館を一つの拠点として、なぎさ泊ですとか、そういった観光、そういったものに進めていけたらなというふうに思っております。

もしそういった飲食店組合等できるのであれば、町でそういった容器ですとか、そういった丸い中華のですねそういったものを用意して、50人から100人くらい規模のそういったもの呼び込んでできるような、そういう形で漁港会館を活用してまいりたいなというふうに考えております。

○4番（高野俊和君） 今町長、規模的にも今までの規模よりはかなり大きな事業といえますか、そういうことも考えて修繕をしているのだと思いますけれども、それも確かにそうなのですけれども、私がちょっと考えていたのは、今までは文化会館がありましたので、小さな会合、町内の会合とか趣味のクラブとか、いろんなそういう会合の会議所、また練習場所、そういうところにも気軽に、例えば体連関係でも気軽に使えてというか、使用できていた場所が今あんまりというか、ありません。B&Gも夜になると少し使いづらいというところがありまして、なかなか諸会議なども持つ場所がありませんので、そういうことも少し考えて、会館までとはいかなくてもあのようなこともできる施設になると、ぐんと幅が広がるのではないかなというふうに考えておりますし、今町長蘭越の話していましたが、たしか、記憶ははっきりでないのですけれども、蘭越で議会のパークゴルフ大会があったときに蘭越のそのような場所で懇親会をやったような記憶があります。ですから、そういう場面でも使える、後志のパークゴルフ大会なくなりましたが、そういう集まりにも使えるということになればなおいいですし、先ほど私が言った小さな会議とか小さな集まり、それから趣味の会、そういうことにも少し提供していただけるような設備になるとありがたいなというふうに考えております。

それと、さっき町長商工会の指定管理と言っていましたけれども、これ商工会に指定管理をお願いするということなのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 確かに向こうで会議するといったら大体決まった形でしか漁港会館って使われていなかったと思うのですけれども、場所的な面もあるのでしょうかけれども、管理している人間がないというのが大きいのかなというふうに考えていますので、その辺も常駐する形になればそういった利用状況も増えてくるのかなと思っております。当然2階の洋室と和室のほうは使えますので、その辺も活用しながらどんどん漁港会館の活用を図ってまいりたいと思っております。

指定管理でございませけれども、そのまま商工会と条件が合えば商工会のほうにやってもらいた

いなというのは私の気持ちでございます。

○4番（高野俊和君） そんなに多くない施設ですので、小さい部分の、こだわりますけれども、そういう会議にも利用していただけると本当に助かりますし、町内会なんかも今かなり集まるところが少なくなっていると思うのです。その辺も加味して、幅広く利用できるような施設になればいいなというふうに思っております。答弁要りません。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 今の高野議員の関連で少し言ったほうがいいですか。関係ないですか。

○議長（堀 清君） 大きい声で。

○6番（梅野史朗君） 今の高野議員のは、関係なくていいのですか。いいですか。

では、質問させていただきます。起業補助金についてです。新規起業の際の補助金は、現在漁業関係のみ設けられています。この件につきましては、商工会からも既に要望上げているものですが、商工業活性化や古平町の最大の課題の一つであります人口減少、少子高齢化につきましては仕事が増えるということが特効薬であります。今起業しようとしている町民の背中を押すためにも他の全職種への企業補助金を要望したいと思いますが、町長の考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

起業補助金についてでございますけれども、さすがに町内事業者のやっばり高齢化、そして後継者不足によって廃業する事業者等も見られます。また、町内の商工業の活力低下が懸念されておまして、そういった新規創業を推進して、商工業の活性化を図ることというのは喫緊の課題になっているのかなと思っております。また、今商工業者が100件を割るか割らないかという、そういった瀬戸際にも来ていますし、その辺を何とかこ入れしてまいりたいなというふうに考えてございます。これからでございますけれども、新規創業の事業転換を行おうとする者に対しまして、来年度の新規事業として店舗の増築や、それから事業に必要な備品、設備の導入使用に対し補助する制度を今考えて、予算化したいなというふうに考えております。新規創業につきましては、町内におきまして会社を設立した、新たな事業を開始するという形、それから事業転換として現在行っている事業と異なる事業を新たに展開するもの等を対象にそういった補助制度を設けていけるような、そういった予算組みを来年度はしたいなというふうに考えているところでございます。

○6番（梅野史朗君） 前向きに検討していただけるようで、非常にありがたいというふうに思っております。来年度からということでしたが、例えば去年実は新規創業したんだよねという方について多少の補助というのは考えられないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） この事業を来年4月からやるに当たって、遡ってということは考えてございません。

○6番（梅野史朗君） 回答ありがとうございます。新しく起業する人にとって背中を押していただける非常に力強い答弁だと思っております。ありがとうございます。

次に行かせていただきます。街灯設置についてです。街灯設置については、要望があった場合に現地確認し、必要かどうかの判断することになってはいますが、判断基準は明るさのみでしょうか。ほかに基準があるなら、お教えいただきたいと思っております。

○町長（成田昭彦君） まずもって、街灯というのは街路灯でなくて、防犯灯のことかと思えますけれども、暗いとか、そういった情報いただいた場合は現地を担当職員が確認した上で、必要な措置を取るという対応をさせていただきます。そこに設置するか否かという基準は、明確な基準は策定しているわけではございませんけれども、ただ明るいだけの判断ではなくて、職員が現地確認する中で検討する事項といたしましては、付近に防犯灯があって、移設で対応できるのか、それから付近に防犯灯があって、それを照らす方向を変えて対応できるのか、そういったものを判断しながらそこに合った対応を進めております。

○6番（梅野史朗君） 移設、あるいは方向変更、それも非常にいいことだとは思っております。

あと、私のほうでちょっと聞きたいのは、明るさだけでしたらこちらのほうが優先であろう、しかし地域的な差というものがございまして。町なかと山が近いところ、こういうところ見比べた場合に山のほうが若干明るい感じがするかもしれないけれども、例えば野生動物が出る数が非常に多いとかというので、町民が歩くことについての危険度というものもやっぱり違ってくるというふうなところもございまして。そういう条件もその中にひとつ含めていただけないかというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） そういったことにも、第一的に町民の安心、安全ということは考えていかなければなりませんので、そういったものはその辺考慮しながら、ただ人通りの少ないところ行ったら暗くなっているというのはこれはやむを得ない面もあるのですけれども、人の危険性、そういったものがあるのであれば、そういったところやっぱり率先してやっていかなければならないというふうに考えておりますので、その辺そういった情報いただければ、それはそれなりに対応してまいりたいと思います。

○6番（梅野史朗君） 考えていただくということで判断いたします。一応町民の中からはひづめの跡があると、去年までなかったのだというような声もありますので、その点につきまして役場のほうに申入れをさせていただきまして、対応させていただければというふうに考えておりますので、そのときはよろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（堀 清君） 次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 前回の一般質問でも人口減少や少子高齢化が大問題の状況下、デジタルトランスフォーメーション、DX化の強化を伝えました。DX化への移行は、人材不足問題や介護問題などで業務の効率化を図る大きな役割を果たせます。前回は、デジタル住民というのを一例に申し上げました。2050年、当町の人口が1,000人を切ると予測される深刻な事態で、行政の施策や業務、あるいは役場職員や私たち議員の意識においても、このDX化の強化を早急に促進すべきだと思っています。今回は、DX化の初歩中の初歩、ペーパーレス化という 이슈について質問します。

年間役場において資料の製本や冊子に使われるコピーや印刷代などに多額な費用がかかっています。現状、あるいは今後ペーパーレス化、ひいてはDX化への移行をどう考えていますでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（堀 清君） 切って。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

ペーパーレス化及びD X化の移行についてでございますけれども、まずもって庁内でのコピー代金でございますけれども、これ役場、複合庁舎だけでなく、外郭団体、診療所、あるいは幼児センター、元気プラザ、小学校、中学校入れますと、年間大体550万ぐらいかかっております。これ昨年度も大体そのくらいですから、これは常日頃から課長会議やりますとその辺考えて、節約せえ、節約せえということは言っているのをごさいますけれども、これは規制としてやっぱりこれくらいはかかるのかなというふうに思っております。

D X化への移行の現状、どの程度進んでいるのかということでございますけれども、これD X化につきましては今年度から地域活性化起業人制度とあって、民間企業の人東京から来ているのですけれども、月の半分くらい古平町で勤務していただいております。来てもらっている職員と今連携しながら、古平町ではD X化に向けてどのようなことができるのかということ今調査研究しているところでございます。ペーパーレス化にはあまりつながらないのかもしれませんが、業務の効率化のために今令和6年度にはA Iの議事録作成、これ今回の12月1日かな、議会の全員協議会やったときにちょっと試しにやってみたのですけれども、そういったものを使いながら、町民のほうからも会議録がホームページに載るのが遅いというような意見もいただいておりますので、何とかその辺早くに会議録をホームページに載せられるような、そういったような工夫をしていきたいなと思ひまして、取りあえずA I議事録をやってみたいなと思っております。

それから、自治体公式のラインで町民への情報発信、これ余市町で実施していると思うのですが、そういったものもやってみたいなと思っております。

それから、何といたしましてもデジタルディバイド化といいますか、情報格差をなくす、うちの、これだけ高齢化が進んでいますと、やはりそういったものに、デジタル化についていくのが大変ということもございますので、来年度N T Tと連携しながらスマホ教室ですとか、そういったものを高齢者対応にやっていたらなというふうに考えております。

まとめといたしましては、D X化につきましてはまだまだ手探り状況の中で効果を見極めながら進めていっているというのが今の現状でございます。

○9番（佐藤未知時君） ありがとうございます。ペーパーレス化の流れは、S D G sの機運も高まって、エコや労働効率の観点からも今や当たり前のフローになっているかなと思っております。ただ、保険証とひもづけしたマイナカードに象徴されるように、いまだ紙にちょっと依存している人たちが結構な数にいるというのも現実だと思います。確かにラインとかメールとかの添付書類は、必ずしも安全とは言えません。それでも行政や議会活動においてこれは紙ではなくてもいいのではないというのがそこかしこにあります。私たち議員に配付していただく資料もその一つです。機密性の高いものは別として、通常の資料に関してはデジタル書類として議会事務局から一斉配信すれば十分事足りることが往々にあると思います。毎回毎度事務局の澁谷さんが1件ずつ配達していく手間はいつも恐縮しますし、とても効率が悪い労務だと思っております。今は、たった1センチ足らずのメディアカードに長時間の映像が入る時代です。議会の関係書類ならU S Bでさえデジタル書類として何年分も保存可能ですし、過去の資料検索も容易になります。毎年かかる多額のコピー

代やそれに伴うコストも大幅に削減されます。今後町政や議会におけるペーパーレス化を速やかに移行していくと再度町長から明言していただけますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員おっしゃるとおりでして、これからやはりDX化は進めていかなければならない。そういったものにまた役場だけではない、町民も交えた中でやはり進めていかなければならないのかなと思っておりますので、その辺含めながらこれからもまたDX化に向けては前向きに検討してまいりたいと思います。

○9番（佐藤未知時君） ありがとうございます。近い将来この議場にもタブレットが当たり前になるような時期が早く来ることを望んでいます。

次に、本町の観光協会の本拠地並びに観光案内所の実態についてお聞きします。この10月にふるさと納税の新制度が始まり、制度前の駆け込み需要で増加はしたと思いますけれども、今後さらに厳しくなることは予想されます、リバウンドというか、反動で。ふるさと納税に限らず、どの自治体も名産や名所をうたって、まちの知名度や観光客の動員増を図って、税収やまちの活気などに大きく反映させています。観光協会もその大きな広報組織の一つだと認識しています。

そこで、お聞きします。私の勉強不足だったらおわびしますが、インターネットをのぞいても当町の観光協会なるものが見当たりませんでした。住民からは、観光協会はずっと眠ったままという皮肉も耳にしました。当町の観光協会の本拠地と観光案内所の有無について教えてください。

そして、役場の観光課とは何が違うのか、そしてここ最近の活動実績や広報宣伝活動の効果などを教えてください。

○町長（成田昭彦君） 観光協会の露出度についてということでございますけれども、まず古平町の観光協会につきましては、事務所を役場内に置いてあります。事務局を商工観光課の係が兼任してございます。観光課というのはございませんので。それで、観光案内所につきましては、歌棄のまりんはうすの食堂の一面を間借りして、観光パンフレットや掲示板を設置しておりましたけれども、ここ二、三年コロナの影響で、コロナの影響だけではないのですけれども、営業してございませんので、そういった面では観光案内所は閉鎖しているという状況でございます。観光協会の主な事業といたしましては、町外の各種イベントへの参加、それから北後志でいいますと、北後志5町村の観光協会と連携して観光PR事業を実施している、そういったものに参加しているということでございます。今町内でのイベント等についてはやっていませんので、温泉ですとか温泉祭りですとか、そういったものに後援などを行っているという状況でございます。この数年コロナ禍でイベントは中止となっているわけでございますけれども、町内外の各種イベントの参加については昨年振り返りますと5件、それから北後志5町村の観光協会と連携してPR事業に参加したというのが12件ほどとなっております。うちの広報宣伝活動の効果についてどれくらいかとお示しすることは非常に難しいのですけれども、ゆるキャラの参加やパンフレットの配付、それから地元特産品の物販活動、そういったもので古平町の知名度につながっているのかなというふうに考えております。本当にこれから考えますと、観光協会、何とかしなければという気持ちは私もいっぱいでございます。

○9番（佐藤未知時君） コロナ禍以降、会社の業務形態とかライフスタイルの多様化によって平

日でも休暇としてたくさんの方が観光地へ移動すると思います。しかしながら、やはり圧倒的に週末や祝日に絡めた連休に観光するのが大半だと思います。その週末に観光協会の所在が明確ではなくて、役場が休みだとなれば、観光客の評価とか興味もすごく半減すると思います。

そこで、今後観光協会の本拠地を役場とは違う独立した場所に明確に設けて活動するというお考えはありますでしょうか。その際、これからできる道の駅内、あるいは隣接した場所というのが理想的だと思うのですが、そこに観光案内所を設けるというお考えはありますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員おっしゃるとおりで、役場が事務局持っていたって何の進歩もないと私も思っております。行政報告でも申し述べさせていただきましたけれども、地域協力隊の魅力発信ですとか、そういったものをこれからも募集してまいりますけれども、本来であればやはり観光協会事務局は独立した方をお願いできればいいのかなと思っておりますし、またそうしないと今までどおりの流れでいってしまうのかなという気もしてございます。令和7年にはそういった道の駅もいよいよ営業開始いたします。今、コロナ前の統計でございますけれども、令和2年の統計だったと思いますけれども、積丹町には120万人の観光客入っています。余市には、110万人来ています。その間の古平町は8万人しか来ていない、そういう現状でございます。ですから、積丹町の120万人というのは必ず古平町を通っているわけですから、そういったものも勘案しながら、これから本当に商売的にそういったものを進めていかなければならないのかなと思っております。そういったことも含めながら、来年4月にはうちの観光のほうも役場としても機構改革を考えながらそういったものを進めていかなければならない。あくまでも今は観光協会の独立性、そういったものを進めていかなければならないと思っておりますので、今ちょっと長い目で見ていただければなと思っております。

○9番（佐藤未知時君） 私は、今後観光協会の本拠地をやはり道の駅に絡んだ場所にしろ、連携にしろ、そういう形がいいと思うのですが、観光協会は古平の自然からの恩恵というとても貴重な観光資源の発信基地として、ずっと寝ていると言われるのではなくて、ぜひ前面に立って、もっと露出度も出して、そしてもっと多くの人たちの目につくような、そういう戦略をぜひ打ち出していきたいと思っております。ぜひよろしくお願ひします。

最後に、古平民俗資料館の認知度と周知や立地場所についてお聞きします。これは、先日行政に意見が言える立場の未知時さんにぜひ伝えてほしいと若者から託された、これ実はラインですけれども、ラインで来ました。今からちょっと読みます。古平民俗資料館がほほえみくらす内にあるようですが、町民の大半の人が認知すらしていないのが現状です。そもそもほほえみくらすそのものにも入りにくいですし、そこに資料館があっても行きたくても行きにくさがあります。一方で、保存されているものはニシン漁で使用されていた漁具や北前船に関連する資料などが保存されており、非常に観光価値、歴史的価値が高く、地元のアイデンティティーになるもの、誇れるものが保存されています。実情は学芸員もおらず、周遊を促されることもないので、行ったことがないのが町民の大半です。当然子供たちも知らないとなると、地元を語れずに、郷土愛が育まれることもないまま巣立っていきます。地元を離れることを助長して、帰還する割合も望みが薄くなってしまいます。郷土愛を育てることの重要性の認識と子供を育てる環境の整備が欠落していることは大きな

問題です。そして、これは私も含めここの全員にとって耳の痛い言葉なのですが、地元の資源に真剣に向き合おうとする雰囲気は地元の行政には感じられませんという落胆の言葉でした。正直私もこの話を聞くまで民俗資料館のことは知りませんでした。歴史的価値のあるものの存在やその貴重な資料、子供たちや町民の認知が芳しくないことは、大きな損失だと思います。

そこで、成田町長にお尋ねします。当町の民俗資料館は、町内外においてどの程度の認知度があると思われますか。そして、現状の民俗資料館の所在地や広報活動は好ましいと思われますか。

○町長（成田昭彦君） 3点目の民俗資料室の認知度、周知、立地場所についてでございますけれども、まずもって認知度についてでございますけれども、私もそのまま、そのとおりだと思っております。来館者数は、多い年でも年間60名前後と極めて少ないという状況でございます。そういった見学に対する問合せもほとんどないという状況でございます。町外の方へホームページでの周知のみとなつてございますけれども、こちらもしっかり認知度は極めて低い状況でございます。前に、去年かな、工藤議員からの一般質問でも答弁したのでございますけれども、本来であれば町の中にあるのが一番いいのしょうけれども、なかなかそういった場所もないということで、また広報活動につきましても広報ふるびらの記事の掲載、それからホームページでの案内、また小中学校でも授業での活用を呼びかけるなどしておりますけれども、なかなか来場者の増加にはつなげていないというのが現状でございます。そういったことからまた広報活動等通してこれから進めていきたいと思っておりますけれども、いかんせんやはりそちらのほうに学芸員といいますか、そういった専門家が、説明家がないというのも一つの現状でありますので、その辺も踏まえながらこれからやっていかなければならないのかなというふうに思っております。やはりそういったもの情報発信するというのがまだまだ足りていませんので、その辺も我々もこれから進めていかなければならないのかなと思っております。前のようにそういった学芸に詳しい、前は村井先生おりましたけれども、そういった方がいたらそういった説明もできるのでしょうけれども、今の中では我々の年代でもなかなかついていけない、説明できないような形ですので、そういった方がおりましたら、そういったものをまた含めながら考えていけたらなというふうに思っております。

○9番（佐藤未知時君） ありがとうございます。今後もし民俗資料館の理解が深まって、先ほどの観光協会同様、多くの人に見ていただき、古平の歴史を知ってもらう場としては、やはり現状道の駅に絡んだ立地場所なのか、何かそういうのが必要かと思っております。あるいは、独立した違う場所で来町される観光客に対応すべく、土日も観覧可能な運営が必要だと思っております。先立つ資金が問題であれば、クラウドファンディングで支援者を募る方法もあります。古平にとって歴史資料館が貴重な財産であるという認識の下、熱意があれば可能なことに思われますが、もう一度町長のご見解をというところですが、ちょっと長くなりましたので、もしあればお願いします。

私の質問は以上です。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員のおっしゃる観光協会、そしてこの民俗資料室、私が今一番頭悩まされている2点でございます。これは、これからも皆さんの意見を聞きながら、そういった前向きに進めていかなければならないのかなというふうに捉えておりますので、佐藤議員もお力添えいただければと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） 私からは、清丘1号線のごみと熊についてということで町長に伺います。

今年学校の駐車場に熊のふんがあったそうですが、数年前熊が清住の住宅の前に出たときに山側から小学校の裏を通った痕跡があり、道路に家庭ごみが捨てられていて、散らばっておりました。その後年に何回か私見に行くのですけれども、同じ場所にごみがあり、袋が破られて、散らばっておりました。ごみは役場職員の方が片づけてくれているということですが、今後のごみ捨てや熊の監視のためにカメラを設置したり、パトロールの強化が必要と思うのですが、町の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

清丘1号線のごみと熊についてでございますけれども、この清丘線については本陣町内の方が通ることが多いので、年に必ず一、二回は町内の方から不法投棄、ごみが捨てられていますよという情報は役場のほうにも入ってございます。町内の方でもごみを見つけたときには片づけてくれる方もおります。役場でもそういった連絡があればできる限り速やかに収集に行っていますし、大体場所が同じ場所なのです、捨てられるのが。そういったことも多いので、近くまで行った際にはパトロールもしてございます。これからこういうことが続くようであれば、あそこ避難路になっているのでございますけれども、あまりにも多ければ道路沿いにそういった看板を立てながら、通行止め等も考えていかなければならないのかなと思っております、あまりにもひどければ。前に新地群来の林道の向こう行ったところに、あそこもよく浜側のほうにごみ捨てられていたのです。それで、あそこバリケード張って通行止めにしたら、そういったこともなくなったということもございまして、あまりにもひどければ。ただ、避難路等になってございますので、その辺はちょっと少し検討しながら、そういったことも考えながら対処してまいりたいなというふうに考えております。

○1番（工藤澄男君） ごみの捨ててある場所というのは、私先ほど申し上げましたとおり、熊が出たということで、すぐ私車で1号線に走ったら、そのときに見た状況を今申し上げたのですが、そこにはきちっと熊の跡がきれいに両側に残ってしまっていて、そして今ごみ捨てているというのやはりその辺なのです。もしちょっとでも離れたところであれば、熊でなくても違う獣がまた意外と袋破って散らばせているという可能性もあるので、どうしても学生、子供たちがそばにおるものですから、学校の駐車場にふんが出た、あるということは完全にそこまで来ているということですので、カメラの設置とは言いましたけれども、私は熊を捕る箱も用意するくらいの覚悟が要るのではないかと思います。そして、ここの山の場合は真っすぐ前に出た通りと、それからチョペタンのほうから来るのと両方あるのです。そして、チョペタン方面も、熊の出た奥も常に熊がいるのです。それは、チョペタンのほうではふ化場やっている方に聞きましたし、そしてこちらのほうは猟の資格持っている方がうちの村には常に五、六頭いるよというようなことも言っていますので、ぜひ子供たちの安全を守るためにはやはりおりを造ったり、監視したりということが重要になってくるのではないかと思いますので、もう一度よろしく申し上げます。

○町長（成田昭彦君） 確かに民家近いですし、小学校もかかっている。例年、やはり熊の通り道なのか、清住の階段、坂上って、前の役場の高井さんのところに行ったところ、そういう話も聞い

ていますし、私も実際に早朝にそういった情報もらって、行ったこともございます。危害を加えるような、そういったことがあれば、それはそれなりに猟友会なりなんんりの対応ということももちろん考えていかなければならない。子供たち、そして民家の安心、安全、やっぱり考えなければならぬ。ただ、だからといってそういった小学校の敷地内に箱わなをかけるというのは、それは無理なのです。ですから、離れた中でそういったものが必要であれば、そういった対応してまいりたいし、また猟友会との連携を取りながらそういったものを進めてまいりたい。それと併せて、やはりごみの処理、こういったものも本当に気をつけてやっていかなければならないなど思っておりますので、そういったことで進めてまいりたいと思います。

○1番（工藤澄男君） ごみの処理の話は、この前ちょっと違う会議で町民課長と産業課長、たまたま一緒になりまして、そして1号線のごみの話をして、一生懸命片づけてくれているということは聞きました。

それから、町長先ほど避難道路になっているということをおっしゃいましたけれども、これ本陣町内の方からの話なのですけれども、冬に災害が起きた場合、本間前町長の自宅の前から小学校までの間除雪をしているのかということなのです。どうしてもこっちは逃げてこれないと。どうしても高い小学校のほうへ逃げるので、除雪の体制もちゃんとできているのだろうかと不安ですよということ言っていましたので、それをお答えいただきまして、終わりにしたいと思います。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） いや、何言っているかちょっと分からないのですけれども。
暫時休憩します。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時08分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（成田昭彦君） いずれにいたしましても、熊対策、そしてごみ処理、そういったものを含めながらこれからもやっぱり我々も内部で検討しながら、本当に近くに小学校あるということですので、その辺は十分に考慮しながら進めてまいりたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時17分

○議長（堀 清君） 再開いたします。

それでは、次の一般質問は中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） まず、1、町有遊休施設の利活用プランの募集についてということで、質

問の要旨は、古平町のホームページを開くと、産業課では町有遊休施設の利活用プランを募集しておりますという案内で家族旅行村について企業からの利活用プランの提案を北海道と共同で募集していますが、その応募状況は現在のところいかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 応募状況はございません。

○3番（中村光広君） 6月ぐらいの日付で募集かかっておりました。約半年ぐらいで募集ゼロということで、私このホームページの内容にたどり着くのに古平町のホームページから結構苦労しました。どこかに載っているかなと思って探したところ、産業課のホームページから新規の情報の案内をたどって、そこから古平町の町遊休施設の利活用プラン募集しておりますというページに行ったのです。ところが、内容が何もなくて、詳しいことは次へということで、そこをクリックしたところ、北海道のホームページへ行きまして、北海道のページの中でも後志管内とかいろんな管内の情報があって、後志をクリックして古平町という段取りでいったところ、ここにたどり着いたと。こういう募集、古平町でやっているのだというのが分かったという次第で、私もそうですが、いろんな情報調べるに当たっては今ホームページというのは、大体新聞かホームページで皆さん情報調べるとお思いますので、こういう情報があるということを知らしめるのに段取りが、ここへたどり着くまでのホームページのたどり着き方に苦労しますので、情報がもうちょっと分かりやすく一般の方にも企業の方にも届くような方法で考えていただければとは思っております。

次に、2番、家族旅行村の有効活用の予算はという内容で、令和7年に道の駅ふるびら及びふるびら150年広場が開設予定です。この事業は、古平町の観光面において大変大きなチャンスになるはずですが、現在来年度の予算を考慮していらっしゃる時期かと思いますが、特に限定して家族旅行村の有効活用については何か考えていることというのがありますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 6年度予算、現在作成中でございますけれども、旅行村については本当の維持管理しか予定してございません。先ほどの町遊休施設とも関係してきますけれども、今やはり町単独でやるのは非常に難しいというふうに考えておりますので、先ほど行政報告でも述べさせていただきましたけれども、今関西電力とのそういった包括連携協定ですとか民の力を活用した中でそういったものを進めていきたいなと思っておりますので、今関西電力もそうですけれども、これから今道の駅の指定管理になりますタイシですとか、そういったところももともとは観光専門のところですので、そういったところすとか、あとスノービーフとあって、キャンプ専門にやっているところ等もありますので、そういったところに話持ちかけながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういったことをご理解いただければなと思っております。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） もう一回いいです。

○3番（中村光広君） 理解できます。特に私家族旅行村に前回のときもちょっと思い込みがありまして、古平に観光にいらっしゃるというところどこに皆さん行くかというところ、さっき町長おっしゃったように、積丹町には120万人も行くのに古平町は8万人ですか、素通りするような町になっていると。では、どこを目指して古平来るのかなという観光面考えたら、このたびの道の駅ふるびら、あと150年広場、これというのは非常に古平町にとって人を呼び込める大変なチャンスだと思っている

のです。とにかく人が来ると思います。150年広場にはドッグランで犬を飼っている方たちいっぱい来ますだろうし、公園にはサークルという遊具、北海道内でも珍しい結構大きな遊具ができるということですので、ご家族連れの方もいらっしゃいます。オープンすると必ず人がどどんたくさん入ってきます。そういう人たちをさらに呼び込むのに、僕のお友達とかいろんなところで家族旅行村というのはコロナ前にやっていたけれども、泊まりたいのだけれども、いつオープンするの、ホームページ見るとオープンは延期しますと出ているのです。だから、いつオープンするの、あそこいい施設で、泊まりたいのだよねという人たちが結構いらっしゃるのです。需要はあります、需要は。冬はちょっといかんせんですけども、夏場はとにかく人が往来しますし、特に子供たちの夏休み期間になると歌棄の海水浴場はテントも混み合う、積丹半島管内どこの海岸もそうですけれども、テントが非常に混み合っている状態にある。とにかく人が集まってくるので、家族旅行村、前にも案としてありましたけれども、何とかお金かかってちょっと難しいというところはありますけれども、オートキャンプ場、あるいはテントサイトだけでもつくっていただければ、テントを張って1泊するとか、そういう需要もありますので、その辺現状は難しいのでしょうかけれども、今後の方向性としていつまでも閉鎖みたいにしていく格好ではなくて、考えていただければと思います。

長沼町にマオイの丘というところが、この前視察で行ったのですけれども、あそこ東京のキャメルというコーヒー会社さんが指定管理で、あそこ長沼町の温泉を指定管理ということで入っただけだということ、一つの成功例だと思いますので、各企業さんへの募集も根気よくやっていただいて、企業さんの支持をいただけるよう、古平の旅行村を指定管理でもしてくれるような企業さんを根気よくやっていただきたいと思います。その辺ご答弁お願いします。

○町長（成田昭彦君） やはり行政の基本は最少の経費で最大の効果を上げるというのが基本でございますので、これからも、今例えばアウトドアブームです。屋外サウナですとか、そういったものもございまして、旅行村、建物、そういったものを活用しなくてもできるのか、そういったものをいろんな方向から考えながら、包括協定ですとか、そういった中で民間の力を借りながらこれからは進めてまいりたいと思いますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。

以上、終わります。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） この質問書の数字、ちょっとミスがありますので、読み上げて訂正とさせていただきます。

ふるさと納税についての質問です。行政報告でもありましたが、もう少し深く聞いていきたいと思っております。ここ数年前年割れが続いて、非常に厳しい状況にあった当町の寄附額が今年9月に大幅に伸びております。行政報告にも書いてあったのですけれども、これまで月平均の寄附件数、大体1,000件ベースで、寄附額は1,000から2,000万台でしたが、この9月、件数が1万2,367件、金額は1億3,444万3,400円ととんでもない額になってきているなという感覚です。まずもって、要因が何なのか。人気の返礼品や改めて新展開したもの、受付サイトの状況、支払い方法、また新しく力を入れた点など、より詳しく教えてください。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

ふるさと納税でございますけれども、議員おっしゃるように、9月が大幅に伸びたというのは、総務省からの通達で10月から寄附の50%、厳格化されてまいりました。それに伴って9月、7月から大体伸びてきたのですけれども、7月、8月、そして9月には大幅に伸びたというのが現状でございます。そのツケが今11月、12月に来ているのかなという感じ、10月から来ているのかなというふうに見てございます。そういった中で、やはり私どもの人気の返礼品と申しますか、これが家庭用タラコの1.5キロ詰め、それから明太子も同じです。1.5キロ詰めというのが半分以上占めている感じでございます。今私どもの申込み状況から見ますと、10位まで全てタラコという現状でございます。今新たな返礼品といたしまして、東しゃこたん漁協で開きホッケのボリュームパックというのと、それからウニ、イクラセットのように新しいものを出しております。これから、今私どものほうで11件やっているのですけれども、その8割方を2件で占めている、今のタラコの1.5キロ詰めやっているところの2件で8割方占めているという現状でございます。道内のどこを見てもやっぱりそういったイクラというのは非常に人気ありますので、その辺を今東しゃこたん詰めているところでございます。

受付サイトということでございますけれども、件数の多さからいきますとさとふるが56%くらい占めておりまして、あと楽天、ふるさとチョイス、ふるなび、ANAという形になってございます。決済方法につきましては、クレジットカードが68%を占めていて、あと電子マネー、そして納付書という現状になってございます。

新たに力を注いだ点と申しますと、担当者が各ポータルサイトにページを見やすくするためにページのデザインや写真など一新したり、そういったことをやってございますけれども、さとふるに参加していない事業者に8月からそういった参加を呼びかけているような、そういったことを実施してございます。

○2番（寶福勝哉君） 各サイト私もちよっと拝見させてもらったのですけれども、以前より数段に見やすくなっていて、欲しい品物に行くのも楽になりましたし、あれはとっても、それこそさっき町長がおっしゃっていた最小限のてこ入れで最大の効果得られるような、誰がちょっぴりやったのかは分からないのですけれども、その職員さんには本当にお礼言いたいというか、絶賛です。そういう見た目のところから古平の納税したいと、そういう取組として、前も言っているのですけれども、SNSの活用という部分で何でこれをやらないのかなと思っていて、これは担当課長にもお願いしたいのですけれども、インスタでも何でもいいのですけれども、毎日返礼品を上げて紹介する、そういったことできないものかなと常に思っているのです。フェイスブック、古平町ありますけれども、これまた重いと。全然更新されないと。何でやらないのという感じです。できるのになという。そういうデジタルに強い若手なのか分からないのですけれども、サイトいじれるような方であれば簡単にやれるような仕事というか、片手間でするようなものです。画像上げて、内容入れて、幾らですと。毎日毎日、一日の中でも何回でも上げていいと思うのです。そういう働きかけできることをやっていかない手はないなというのがあるので、これに関しては担当課長と町長からの返答をお願いします。

○産業課長（岩戸真二君） 寶福議員の質問にお答えいたします。

SNSの関係で発信するというのですが、何度かちょっと課内でも話をしております、できるかできないか今話し合っている最中でございます。

○町長（成田昭彦君） 職員もそちらのほうばかりというわけにいかない、なかなか難しい中がございますけれども、そういったことを一つ一つ工夫しながらやはり進めていかなければならない。ですから、今回、今12月非常に忙しいわけですが、手のすいたときにでも、ただ領収書を流すだけでなく、そういったものをこういったものに使わせていただきました、例えば今回のエアコン設置に、子供たちの安心、安全のためにエアコン設置に使わせていただきました、次につながるような、そういったことも必要なのかなと思っておりますので、1月からはそういったものも出すように、お客さんとのつながりを大事にするような、そういう取組も進めていかなければならないと思っておりますので、そういった中でもう少し内部のほうに時間いただいて、検討させていただければと思います。

○2番（寶福勝哉君） 最後に、町長に伺います。

町長の任期中、このふるさと納税の目標額みたいなイメージありますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） なかなか難しいわけがございますけれども、これ御存じのように加工協が破綻したときに制度立ち上げたわけがございますけれども、一番多かったときに、平成16年に5億1,000万というのがございます。これが最高なのですけれども、できればその辺に向けてやはりやっていきたいなと思っておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） すみません。時間も何か大分いったのですけれども、7番、堀澤です。よろしくをお願いします。

古平町のウェブサイトについて4点ほどお聞きいたします。まず最初に、古平町のウェブサイトの令和4年中の年間総アクセス数ほどの程度ありましたでしょうか。

続けて、2番目に、パソコン、スマホとともにトップページを見ると、最初に飛び込んでくるバナーが古平町で使えるペイペイ商品券というふるさと納税のさとふるに飛ばされます。それは、本当にパソコンもスマホもどちらもです。このバナーはデザインされたものではなくて、サイトにマッチしていないと強く思うのですが、こちらの見解についてお願いします。

3番目、現在ウェブサイトが保護された状態ではありませんと表示されています。閲覧者に対して不安を抱かせる要因となると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、町として企業の広告を掲載して、規模としては小さいですが、収益につながるものと考えます。

町のお考えをこの4点について、ウェブサイトについてお願いします。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

古平町のウェブサイトについてでございますけれども、まず町のホームページの年間アクセス数でございますけれども、これアクセス数ではなくて、私どものほうページビュー数、ですからアクセスした中でもページ何枚か見たらその分がカウントされるという形になりますので、その辺で申

申し上げますと、令和4年が26万8,981件、遡りまして令和3年は25万2,556件、令和2年が24万172件ということで、だんだんに伸びてきているのかなという、そういう傾向にはあるのかなというふうに押さえてございます。

それから、ペイペイ商品券のバナーについてでございますけれども、ペイペイ商品券につきましては今年の3月から開始した納税の新たな仕組みでございます、それに伴いまして町のホームページのトップページバナーに追加をしたということでございまして、議員おっしゃるとおり、サイトにマッチしていないという指摘については、やはり私もそういうふうに思います。今もう3年5月から実施していて、そろそろ新たな仕組みを広く思いを優先させたいということでやってきたわけでございますけれども、これからやはりこういった掲載方法についてはまた新たに、表示の順序を入れ替えるとか、そういったもので考えていきたいなというふうに思っております。

それから、3番目のサイトは保護された状態でないということにつきましては、確かにそのとおりでございます。サーバーとの通信状態が暗号化されていない状態でございます。今ではもう暗号化された、そういった通信状態が一般的でございますので、これは早々に今町のホームページもそういった通信の暗号化に向け早急に対応してまいりたいというふうに考えてございます。これ暗号化すると2万四、五千円かな、年額それくらいかかるのですけれども、これはやはりそういった第三者の介在等、そう考えれば金額にかかわらずしていったほうがいいのかというふうに思っておりますので、これは早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、町のホームページに企業広告ということでございますけれども、これ技術的には可能なのかなというふうに思っております。ただ、ほかの自治体の広告、経済状況等見てみましても、小樽、余市、ニセコでございますけれども、そんなに魅力的な広告の媒体にはなっておりません。そういった中、収益向上を求めるのであれば、先ほど寶福議員にも説明しましたけれども、ふるさと納税のほかの手段の工夫など、やっぱりそういった面に力を入れていくべきではないのかなというふうに考えておりますので、現状での企業広告の掲載等については現状では考えてございません。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。最初に質問したアクセス数、ページビュー数ですけれども、このくらいかなというのはちょっと予想はしていたのですけれども、あと2番目の最初に飛び込んでくるバナーについても今後変えていってくださるということで、真っ赤で、何か格好悪いなという気がしておりまして、初めて古平町に来て、ウェブサイトを見たときはちょっとびっくりしました。何で、私だけなの、これという感じで受け取ってしまったものですから、バナーも中途半端ですし、もうちょっとちゃんとデザインされたものに変えていただければなと思います。職員の皆さんとかも御覧になられるでしょうし、古平町に移住したいなと思う方は必ずホームページを先に見ると思いますので、変えていただけるということであればお願いしたいなと思います。

あと、SSL化の必要があるということで、至急やってくださるということですので、こちらはお願いします。

それと、最後の町としての企業の広告のことなのですけれども、私は積丹町とか札幌市の広告枠をいろいろ見て、低額でも1つ、月額3,000円でも年間で3万6,000円になりますから、ちょっとし

たことでも企業に募集することでアクセス数が増えれば、企業にとってもメリットがあるので、それは少し考えていただくとともに、ふるさと納税はもちろんですが、最初にお聞きしたアクセス数にも関連しますけれども、広告のバナーを今後どこかの形でつくっていただければなどというふうには思っています。

あと、2番目の、次に行きます。ふるさと納税のサイトについてなのですが、現在古平町で使用している5つのサイト、ふるさとチョイス、楽天、さとふる、ANA、ふるなびとありますけれども、システム料がかかっていると思うのですが、そちらにかかっている経費に対する費用対効果についてどのように分析されているかお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） ふるさと納税サイトについてでございますけれども、まずポータルサイトの手数料につきましては、サイトを通じて得られた寄附金額の一定割合を掛けて算出されますので、寄附額が多いサイトは手数料も多くなりますし、少ないところは少なくなるという現状でございます。極端に言いますと、納税額、寄附がなければ月額料金で1,500円以外はかからないという形でございます。手数料の割合等に考えいたしますと、さとふるが13.2%、それからふるさとチョイスが7%、楽天が9.13%、それからANAが10.4%、それからふるなびが13.27%ということでございます。費用対効果につきましては、まず純利益の出し方といたしまして、寄附額から事業費を差し引いた額をサイト手数料で割り返しますと、約400%という現状でございます。ですから、ちょっと手数料等がかかっているのかなということもございますけれども、送料がかかるのです。北海道特別、関東、関西に行くということで送料かかるということで、これ北後志の首長会でもそういったことでこれは総務省のほうに要望しなければ駄目だということで、要望書を総務省のほうに北後志の町村会として出しております。ただ、難しいということは聞いておりますけれども、その中で今10月からの改正の50%にやっていくという非常に、今53といたったけ、6といたったけ。

（何事か言う者あり）

○町長（成田昭彦君） 56%くらいになっているのか。

（何事か言う者あり）

○町長（成田昭彦君） それを何とかどこかで圧縮していかなければならないものですから、そういう現状でございます。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。今パーセントとかおっしゃっていただいたのですが、送料が恐らく9,700万ぐらいかかっていると思うのです。今おっしゃったように、すごくかかっていると思うのですが、今5つのサイトでふるさと納税を募集していますけれども、さとふるはシステム料が2,100万ぐらいかかっているというふうに調べたら載っていました。それに13.2%というと、お金をかけた分だけの売上げがあるのかなというのが疑問に思っていて、5つに分散する意味も私にはよく分からないなと思ったので、それについてもちょっとご意見があればと思って、お聞きしたいのですけれども。

○町長（成田昭彦君） 全体的にさとふるが半分以上占めております。ちょっと値段的にも高いのですけれども、まずさとふるはそれなりの効果があるのかなというふうに私も分析してございます。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。さとふるの2,100万にかかわらず、分散しているところなどにシステム料を払ってやっていくというのが、売上げがあんまり少ないところに、例えばさとふるさとチョイスとか売上げがあんまりないところに金額をかけるよりも何かもっと集中して幾つかに絞ってやっていくという方法もあるのではないかなというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） ちょうど今減ってきた、8月にさとふるサイドに振り分けるような、そういうお願いもしていて、そちらが増えてくれば、またそれもそれなりに考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 3回たちました。

○7番（堀澤理恵君） では最後に、先ほど……ごめんなさい。3回ではないと思う。3回目だと思うのですけれども、目的が分散しているということでしたのですけれども、目的に対して納税されている方もいらっしゃるよ。4つの目的、教育とかいろんな。それに対してこの間ちょっと担当者の方にお聞きしたら、今来週には整理します、それを、内容をホームページとかにアップしていくというふうにおっしゃっていたので、目的に対して納税している方もいらっしゃるの、ばらばらにシステム料を支払うよりは絞ったほうがいいのではないかなと思って、今回質問いたしました。

以上です。

○議長（堀 清君） 答弁はよろしいですか。

○7番（堀澤理恵君） はい。

○議長（堀 清君） 次に、真貝議員、どうぞ。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 延長します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 4時51分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎時間の延長

○議長（堀 清君） 本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） そういうことで延長いたします。

◎日程第28 一般質問（続行）

○議長（堀 清君） 最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、1点目の学校の教室や幼児センターの保育室などへのエアコン設置についてと件名を通知いたしました。補正予算で幼児センター、全て保育室、それから小中学校については普通教室、特別教室、職員室、それから体育館、小中ともにそれなりの設備を設置するというので、一応町長部局の幼児センター、それから教育長の所管の小中学校の件については、やや完璧に夏までに設置される見通しが実現いたしました。町民の理解も得られるものと思っています。

それで、9月の議会で要望いたしました町有の施設のエアコン化という、冷却装置、それも極めてこういう気候状況の下では設置要望が強まると思われれます。先ほどの旧高校の武道室を利用した資料館についても関連で質問がありましたけれども、その冷房施設なども必要かというふうに思っています。基本的に今一番急がれる分野から実現いたしましたけれども、今後の予定としまして、町長はどのようにお考えなのか、計画的に進める考えがあるのかどうか、これが今後の課題として残るといふふうに思っています。例えば9月の議会では、ほほえみくらすの居室への設置については個人的な能力でやってもらうという答弁がありましたけれども、海のまちクリニックのように廊下に冷房設備を設置して、入院患者がいらっしゃるほうに効果を与えるという方法もあります。ほほえみくらすなどは、2階の今デイサービスとか利用されている共用空間ありますね。あそこだとか1階の受付辺り、あそこら辺に避難してもらうという方法取っていますけれども、海のまちクリニックのような、ああいう廊下のような共用空間に冷房設備をして、移動することなく居室のドアを開ければ冷気が入ってくるような効果、そういうことも考えられるのではないかというふうに9月のやり取りを聞いていて思った次第です。いずれにしても、町民の健康を守るためにも何らかの町側の計画的な施策というのが求められていく時代なので、その点どのように考えていらっしゃるかお聞きします。

○町長（成田昭彦君） そういった冷房設備については、今予算ヒアリング時にいろいろ調整してございます。6年度予算で間に合うものは6年度予算に計上する、そういった形で今進めてございますので、例えば使用頻度の少ない集会所ですとか、そういったところには、今小中学校にスポットクーラー購入しますけれども、そういったもので対応できるものは、そういったもので対応していただく。小中学校でクーラーついてしまうとスポットクーラーそんなに使わない形になりますので、そういったもので対応するような、必要なところとしては元気プラザですとか、そういったものはこれから、周りから聞いても3月に予算組みしても夏までには間に合うというような情報も得ていますので、その辺は3月議会で計上してまいりたい、計上するところは。そういったものを今後まだ内部で煮詰めながら、そういったスポットクーラーで間に合うところ、そしてやっぱり入れなければならないところは入れていく、そういったことをこれから煮詰めていきたいと思っておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○5番（真貝政昭君） 次の熊対策です。

3点挙げました。1点目は、工藤議員からもありましたように、小学校低学年向けにスキー授業

で使えるようにということで、スロープを確保するのにあの土地を買った経緯があります。それで、コロナの関係でしばらく休んでいまして、雑木、特に落葉、カラマツが伸び放題で、落葉期の収穫できるようにはなったのですけれども、先ほどのように、ごみは投げられるわ、獣は荒らすわ、それから散策道路にもなっていますから、気持ち悪くてしょうがないと。何が飛び出してくるか分からないほどすごい状況になっていると。当初の目的からして、やはり小学校の低学年用の授業に使うのであればほっておかないで、早く雑木を取り払って、そして変な大人がごみとかを投げていかないような、そういう環境にすべきであるというふうに思っています。熊は人家関係なく出歩きますので、この古平というところは沢江方面から美国方面に向けて自由に行き来していますので、山のほうだけだということではなしに、我々が住んでいる周り全て警戒区域だというふうに考えて、特に教育の面では小中学校の周りを心配のないように見通しのいいように環境整備するというふうに求めたいと思います。

それから、2点目なのですけれども、熊が増えているというのは、これは道の発表でも知られています。それと、昔のように人間を怖がらないで、近づいてくるのだという状態にもなっていますので、我々が熊と共生できるかできないかという判断の違いはありますけれども、熊のことよく知ることが必要になってきますので、そういう知る機会を増やしていくということが大事になっていくと思います。そして、私たちは自然に触れるということが大事ですので、私も含めて山菜取りの習慣がありますから、私も必需品として熊撃退スプレーを持ち歩いています。購入は、金額のあれは別として、札幌に行かないと手に入れないというのがあります。不特定多数の人がそういう撃退スプレーを求めようとしても、これは簡単に手に入らないと。何らかの方法で近間で手に入れられるような仕掛けを考えていただきたいと思う次第です。私も売っているところネットで調べたりして、ようやくたどり着いて、高価なものを手に入れてきましたけれども、これからますます必需品として求められていくと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思うのです。

それから、3点目なのですけれども、これだけ熊が接近して、被害が増えてきますと、しょっちゅう民間の猟友会の方たちに応援してもらって、即応できるような体制、だんだんできなくなるのでないかと。そういうことを考えると、日中役場の業務としてやはり猟友会に頼らないでやれるような仕掛けをこれから考えていく必要があるのではないかとというふうに考えるのですが、以上3点伺います。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

熊対策についてでございますけれども、まず雑木の伐採、私もちょっと現状、現場把握してございませんので、これ低学年用のスキー場の場所でしょうか。

（何事か言う者あり）

○町長（成田昭彦君） スロープに。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○町長（成田昭彦君） これちょっと私も現場把握していませんので、もしそういった必要があるのであれば、対応してまいりたいというふうに思います。ごみ対策につきましては、先ほど工藤議員にも説明申し上げたとおりでございます。

口の熊撃退スプレーですか、目撃情報や熊の痕跡、確かに増えてございますけれども、そういった人身被害等を未然に防止するために道の人材派遣事業、支援策などを積極的に活用しながらヒグマの生態や被害者対策に詳しい専門家に来てもらって、地域住民と被害防止のそういった啓発ができていければいい……これたしか今道のほうでこういった人材派遣もやっておりますので、そういったものちょっと検討してまいりたいなというふうに思っております。それから、撃退スプレーでございますけれども、熊対策用品については町内のホームセンターでも数点取り扱っておりますけれども、撃退スプレーについては置いていない。ほかのホームセンターでも取り扱っているかどうか把握してございませんけれども、ただお客様のそういった要望があれば取り扱うことも可能ではないのかなと思いますので、その辺これからそういったものを調べてみたいというふうに思います。一応ホームセンター等でも扱えるのかどうか、その辺の確認はちょっとしてみたいと思います。

それから、ハンターの確保についてでございますけれども、全国的にハンターの高齢化と担い手不足ということで問題になってございますけれども、私どもの町を考えますと、今鳥獣被害対策実施隊員といいますか、要は猟友会でございますけれども、全体で19名おります。平均年齢についても46歳ということで、非常に恵まれた体制となっておりますので、今後ともにそういった猟友会と連携を図りながら鳥獣被害防止に努めていきたいというふうに考えております。猟友会との連携というのは非常に大事なものですから、その辺の連携をきちっとしながらこういった鳥獣対策進めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） 次に、幼児センターについて伺います。

来年の4月入学予定の方が、小学校です、20名と伺っています。この年代は、出生数でいきますと25名生まれた年代なのです。それから5名減って20名となっております。それから、今年度の議会でのやり取りでしたか、就学前の幼児が町外の認定保育園、それから幼稚園に通っている方、数字が出ましたけれども、その中で1名の家庭は余市に移住を前提に通わせているという、そういう説明もありました。それで、令和元年度から令和5年度の実数と、それから見込み数なのですけれども、令和元年度で出生数が10人、それから2年度で2人、それから3年度で6人、それから4年度で4人、それから5年度の見込みが4人と。これが全員小学校に入学するまで町内にいるとは限らないということが実績で分かったと思います。現在幼児センターのゼロ歳児の定員は増やしまして、3人にしまして、埋まっておりますけれども、実際に若い親御さんたち、どういう働き方をしているかということなのです。幼児センターの主な利用されている親たちの様子は共働きです。共働きが多数を占めているという状態で、それで正職に就かないお母さんたちの働き方は仕事を2つ、3つ掛け持ちで頑張っているという状況です。今の時代、共働きでないと子育てができないという、教育ができない、生活ができないという状況がありまして、かなり前から議会でも取り上げましたけれども、子供を産んで、働けるようになって、ゼロ歳児で預かってくれる施設を古平に限らず北後志、小樽まで含めてどこかあるだろうかと血眼になって探すという状況があったのです。古平のこの出生数の減少の具合を見ると、今まさにゼロ歳児を預かることがいかに大事かということが分かります。今後の古平町の商店街にとっても、役場の業務としても将来の古平町の発展ということを考えましてもゼロ歳以上を受け入れる体制が整えられるかどうか。町外の方たちも注目す

るくらいの対応を取らないと、この過疎化は完全にお手上げ状態という状況が考えられます。そこで、前にも提案したことありますけれども、今の施設で足りなければゼロ歳児を受け入れる別施設をつくって、そして親たちが働ける環境をやっぱり整備する必要があるというふうに考えるのですが、町長のお考えを伺いたいと。

あわせて、保育料の、未満児の保育料今いただいていますけれども、これを無償化して、財政にどれだけの影響があるのかということです。そういうことを言っている場合ではない状況なので、完全に無償化するというのを考えてみるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 幼児センターについて答弁させていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、ゼロ歳児保育、保育行政というのは今子育て支援としても行政としても進めていかなければならない課題の一つだというふうに強く認識しているところでございます。現状を見ますと、来年度の本町におけるゼロ歳児の数は出産予定も含めて4名でございます。これから考えても、先ほど議員おっしゃったように、大きく増える見通しもないということで、定員枠の変更は考えてございません。仮に希望者が定員を超える状況が出た場合には、国の示す基準、配置の、ゼロ歳児3人に対して保育士1人という国の基準なのです。ですから、これが3人超えたときには保育士を増員して対応する、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、あと増設につきましても保育士1人当たり必要面積が3.3平米なのです。そうしますと、今の私どもの匍匐室が28.7平米ほどございますので、対応としては七、八人できるのかなというふうに考えておりますので、増設等しなくてもゼロ歳児が増えた場合には保育士の増によって対応してまいりたい。確かにゼロ歳児3人を一人で持つというのは大変なことかもしれませんが、そういったことを考慮しながら、保育士も増やした中でそういったゼロ歳児対応はしてまいりたいなというふうに考えております。

それから、給食費についてでございますけれども、これから国の動向等もありますけれども、給食費の無償化というのも出てくるのかなという気もしますので、これは将来的な、今実際に給食費もらっている3名か4名、あとは無償化になっていますので、その辺の対応になろうかと思っておりますので、その辺も含めてこれからの国の動向等も見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、今の段階では無償にするということは考えてございません。

○5番（真貝政昭君） 従来からの累々といいますか、前任者、前々任者を含めて似たような考えで事に当たってこられたと。今の保育料、給食費については国の制度が変わってこういうふうになっているだけであって、あまりこれでいいのだという状況には考えられないのです。今町長の答弁では、ゼロ歳児もこれから増える見込みがないので、これでいいのだというような考えですけれども、若い世代が、積丹町も含めてそうですけれども、古平高校が閉校になって、人口移動が起きたのです。それで、道のほうは紅志高校に一本化するような形になりましたけれども、旧余市高校、旧古平高校は普通科だったのですけれども、紅志高校というのは普通科から始まったけれども、今内容が変わりました。大学に行かせるような状況ではなくなってきました。ますます若い世代は小樽方面を目指す、そのために余市方面に移動するという状況が生まれています。そういう流れか

ら見ますと、やはり何かをしなければ出生数が2名だとか3名だとかというのを乗り越えて、いなくなる可能性もあるのです。そういう危惧を持っていますので、やはり大胆な考え方で見直しをしていく、考え方の見直しです。そういうことが必要な時期に来ているというふうに思うのですけれども、そういうふうには考えられないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） ゼロ歳児対応については、考えていないということではなくて、今の施設、今の中で国の基準の3人超えた場合には保育士を増やして、そういった中での対応というのは可能でございますので、そういった方向で進めていきたいということを申しておるわけでございます。決して、子育て、今共稼ぎするのが当たり前ですから、そういった中でどういった子育てをする、そういったことを考えた場合にはやはりゼロ歳児保育、そういったものは重要だと非常に思っておりますので、その辺は臨機応変に進めて、そういった保護者が迷わないような、そういう形では進めていきたいと思っておりますので、その対応として今例えばゼロ歳児が3人を超えた場合には保育士対応した中で、増やした中で対応してまいりたいということを申しているわけございまして、そういうことで理解いただければと思います。

○議長（堀 清君） これで一般質問を終わります。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま議案第60号及び意見案第4号並びに各委員会の継続審査・調査申出書が提出されました。これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び意見案第4号並びに各委員会の継続審査・調査申出書の件を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 議案第60号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、議案第60号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第60号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明をいたします。

追加議案1ページを御覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,406万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億846万7,000円とするものでございます。

1枚めくっていただいて、2ページ、3ページに歳入の補正、4ページ、5ページに歳出の補正の金額を計上してございます。

ここまでの、第1表までが地方自治法で定められた議会の議決でございます。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第60号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたします。4ページ、5ページ御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に7,406万6,000円を追加し、12億2,414万1,000円とするものでございます。今回の補正の内容としては、13目として新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金費を設定させていただいております。国が低所得世帯支援、さらには物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するというので、重点支援交付金、各地方団体に交付されることになりました。その交付される交付金を利用しての事業を計上したものでございます。内容としましては、さらに1枚めくっていただいて、6ページ御覧ください。古平町への交付額は6,274万9,000円でございます。低所得支援枠として4,541万4,000円、推奨事業メニュー1,733万5,000円となっております。内容といたしましては、その下の表を御覧ください。その中の事業費（給付金）のところを御覧ください。町長の午前中の行政報告でも述べさせていただきましたが、低所得世帯支援枠に7万円を給付すると。それが759世帯、さらに61世帯、ここでは拡大分と記載しておりますが、行政報告にもありましたとおり、国の方針が変わりまして、7月には3万円給付したときには対象だった人が今回の7万円配るときには対象外になってしまう人が生じてしまいました。ですが、町としてはこの61世帯にも7万円を給付すると。この7万円以外の残りの814世帯に2万円を給付するというのが今回の事業内容でございます。これら事務費等を合わせまして、歳出予算で7,406万6,000円を計上したものでございます。

そしたら、2ページ、3ページに戻ってください。歳入の補正内容です。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に6,274万9,000円を計上し、4億3,383万3,000円とするものでございます。これは、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金でございます。財政調整基金1,130万ほど増額で繰入れいたします。今回の事業を行うための財源調整でございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に1万7,000円追加し、4,748万5,000円とするものでございます。その他収入ということで1万7,000円計上させていただいております。こちらは、端数調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） これは理解していますけれども、金曜日の日に町内回覧で回ったと思うのですけれども、回覧には27日に配付というふうにしたしか書いてあったかなと思うのですけれども、今回の創生の補助金は27日には間に合うのですか。

それと、もし間に合わないのだとしても古平町が立て替えて、27日には間に合わせるようにするのか。この二、三日前に来た人には27日には多分間に合うはずだよという程度の話はしていましたが、もしも間に合わなくても27日には町があれしてくれるものなのか。

○町長（成田昭彦君） これは職員に強く申しまして、国の補助金が入ろうが入るまいが27日支給というのは実施いたします。

○4番（高野俊和君） それと、今回さっき課長話していましたが、課税世帯に扶養されて

いる人は本来7万円出ないのですけれども、今回に限り扶養、課税世帯にも出るということでありましたけれども、その分も間に合うのでしょうか。

それと、一般の人の課税者の2万円も27日には間に合う、要するに全部、全世帯間に合うということなののでしょうか。

○町長（成田昭彦君） これは、全世帯に配るということで実施しております。もう進めていますので。ですから、今回申請してもらおうというのは時間かかりますので、こちらから一気にプッシュ方式でやるという形で進めていますので、27日は大丈夫です。

○4番（高野俊和君） では、一般の人に聞かれた場合に27日には出ますよとはっきり言ってもいいということになりますね。

○5番（真貝政昭君） この説明の中で低所得世帯の拡大分で61世帯ですか、これが出ています。その理由が前回国がやった対象者から漏れた分というふうに説明がありましたけれども、具体的になぜこういう差が出てきたのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） なぜ差が出てきた、なぜ違いがあるのか私たちが聞きたいところで、国から下りてきた要綱では今回は外すという、そういうのを対象世帯から外すということで、ちょっとびっくりしている状態です。

○5番（真貝政昭君） 一般的に非課税世帯といたら基準があってやられているはずなのだけれども、なぜ国はそういうような訳の分からないことを出してきたのでしょうか。分からないかもしれないけれども、想像でもいいのですけれども、具体的に非課税世帯の何が原因かと思われるかというのも分からないのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 総務課長からちょっと説明あったと思うのですけれども、今回外れた世帯というのは非課税ではないのです。本人は世帯としては非課税ですけれども、課税者に扶養されている世帯になります。なので、どうして3万円のとくと差がついてきたのかはちょっと想像でもお答えできないのですけれども、違いというのが扶養家族が、税法上の、世帯別にしていても税法上扶養家族になっていて、課税者に扶養されている世帯は今回は7万円の支給から外すということでした。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第60号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第4号

○議長（堀 清君） 追加日程2、意見案第4号 国立病院の機能強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 国立病院の機能強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第3、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第4、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと

おり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第5、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程7、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 5時39分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員